予算決算委員会総務市民分科会　会議録

＝＝

日　時　令和８年３月１３日（金曜日）
　　午前１０時３７分開会　午後２時４８分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　　（１）議案の審査
　　議案第３４号　令和８年度土浦市一般会計予算：第１表歳入歳出予算歳出中第１款（議会費）、第２款（総務費）、第３款（民生費）（第１項（社会福祉費）に限る。）、第４款（衛生費）（第１項（保健衛生費）を除く。）、第８款（消防費）、第９款（教育費）（第４項（社会教育費）に限る。）、第１０款（公債費）、第１１款（予備費）、第２表継続費中第８款（消防費）、第３表債務負担行為中（土浦市地区公民館等照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金）
　　議案第４８号　令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）：第１表歳入歳出予算補正歳出中第２款（総務費）、第４款（衛生費）（第１項（保健衛生費）を除く。）、第８款（消防費）、第２表繰越明許費中（第２款（総務費）、第８款（消防費））
　４　閉　会

出席委員（７名）
　委員長　　目黒　英一
　委　員　　古沢　喜幸
　委　員　　篠塚　昌毅
　委　員　　小坂　博
　委　員　　奥谷　崇
　委　員　　滝田　賢治
　委　員　　栁澤　健二

欠席委員（１名）
　副委員長　菅井　歩美

説明のため出席した者（３０名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
議会事務局長	櫻井　良哉
消防次長	比氣　武行
秘書課長	浅川　邦子
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀
財政課長	瀬古澤　時人
広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
議会事務局次長	小野　聡
監査委員事務局長	藤井　徹
会計管理者	沼尻　健

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者なし

○目黒委員長　予算決算委員会総務市民分科会を開催いたします。それでは、付託され

た議案の審査に入ります。議案第３４号令和８年度土浦市一般会計予算の総務市民分科会所管分を議題といたします。資料につきましては、予算書での説明となりますので、本会議フォルダ、令和８年、第１回定例会、事前配付資料フォルダの中の議案第３４号～第３９号、令和８年度予算書を御準備ください。指名はいたしませんので、執行部より順次説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長　議会事務局でございます。予算書５６ページをお願いいたします。第１款議会費につきまして、御説明いたします。議会費全体では、前年度比４２０万９，０００円減の３億２，０２５万７，０００円の計上となってございます。右側の説明欄に記載の事業ごとに主なものを説明させていただきます。まず、議会人件費につきまして、１節報酬は議員２４名分の議員報酬、３節職員手当等は議員の期末手当、４節共済費は議員共済会の負担金でございます。職員人件費は事務局職員８名分の給与、期末手当等の計上でございます。つづきまして、議会関係事業でございますが、１節報酬及び３節職員手当等は事務局の会計年度任用職員１名分の人件費、８節旅費は行政視察等に係る議員と職員の旅費、１０節需用費の印刷製本費につきましては議会だよりの発行のための印刷製本費が主なものとなってございます。議会ＩＣＴ管理事業につきましては、タブレット端末の運用に係る経費等でございまして、例年計上しておりますインターネット通信料やサイドブックスのシステム使用料などのほか、現在使用していただいておりますタブレット端末の５年間のリース契約によるタブレット端末の更新に係る費用を計上してございます。更新に係る費用の主なものにつきましては、１１節役務費の手数料といたしまして、昨年はタブレットの初期設定、登録事務手数料等の初期費用がございましたが、本年は例年どおりの筆耕翻訳料、１３節使用料及び賃借料のパソコン使用料といたしまして、タブレット端末のリース料を計上してございます。つぎに、会議録作成管理事業につきましては、本会議の音声データの反訳から会議録の印刷までの経費及び会議録検索システムの運用経費を計上するものでございます。５７ページをお願いいたします。議会映像放映配信事業につきましては、本会議の録画映像をインターネット配信するための通信料及びシステム使用料のほか、Ｊ：ＣＯＭの録画放映のための委託料の計上となってございます。議会費につきましては、以上でございます。

○野中人事課長　つづきまして、５９ページを御覧ください。２款１項１目、一般管理費でございますが、説明欄一つ目の特別職人件費、二つ目の職員人件費につきましては、特別職である市長・副市長の人件費と総務費から支払う一般職員１６７人分の人件費でございます。また、職員人件費の１節報酬及び８節旅費は、育児休業代替や障害者雇用のために人事課予算で持っている会計年度任用職員の経費でございます。

○浅川秘書課長　つづきまして、秘書関係事業でございます。７節報償費は、スポーツ大会等の市長賞と表彰条例に基づく自治表彰、市政功労賞、職員表彰に係る記念品の購入経費でございます。９節交際費は、市長・副市長が会議等に出席した際の会費や香料、生花代などの経費でございます。１０節需用費のうち印刷製本費は、市長・副市長の名刺作成費用でございます。１１節役務費は、自治表彰等の表彰状の作成に係る筆耕料のほか、新聞掲載に係る広告料でございます。１８節負担金補助及び交付金における負担

金は、備考欄に記載してあります９団体と会議出席時の負担金でございます。説明につきましては、以上でございます。

○北島総務課長　つづきまして、総務関係管理事業でございます。７節報償費は内部統制の一環で取り組んでおりますリスクマネジメントを推進事業におけるリスクアドバイザーへの謝礼になります。１０節の需用費は事務用品、事務用消耗品などのほか、市長・副市長、庁内各部で購読している新聞購読料になります。１１節の役務費は、市に法律上の損害賠償責任が生じた場合の損害保険料で、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入するものです。１３節の使用料及び賃借料の権利使用料は、新聞や著作物等の複写利用をする際の権利使用料で日本複製権センターへ支払うものです。説明は以上でございます。

○野中人事課長　つづきまして、６０ページをお願いいたします。人事管理事業につきましては、４節共済費は市の会計年度任用職員と短時間再任用職員の社会保険料でございます。

○沼尻会計管理者　会計課でございます。会計一般管理事業、需用費の消耗品と印刷製本費ですが、こちらは市役所全体の事務用消耗品の購入経費と公用封筒の印刷製本費、その下、役務費の手数料と保険料は、公金の振込に係る手数料の計上と公金の運送や保管に係る保険料となっております。説明は以上です。

○渡邊管財課長　つづきまして、工事検査事業でございます。契約に基づいた工事目的物が、市民の財産として適正に完成されたか確認するために必要な経費及び土浦市建設業者褒賞規程に基づき、前年度に市が発注した建設工事のうち、特に優秀な成績であった者を褒賞するために必要な経費を計上したものでございます。報償費は、優良建設業者褒賞に係るトロフィーの購入費として１２社分を計上しているものでございます。需用費の消耗品は、工事検査に必要となる貸与品代や財団法人茨城県建設技術公社が発行している工事費の積算基準費の図書代でございます。以上でございます。

○北島総務課長　つづきまして、債権徴収事業について御説明いたします。こちらは市税以外の債権を管理するための経費となっております。１１節役務費は、対応が困難な債権に対し、裁判所に手続を行う際の手数料です。１２節委託料は新規で、徴収が困難な債権について弁護士法人などの専門業者への徴収業務を委託する委託料となっております。県のほか、つくば市や古河市などでも同様の取組をしておりまして、債権の徴収額に対して成功報酬を委託料として支払うことを想定しております。説明は以上でございます。

○野中人事課長　つづきまして、２目人事管理費です。まず、人事管理事業でございますが、７節報償費は、職員の業務に関する様々な相談事業として実施しておりますリスクアドバイザーに対する謝礼でございます。１２節委託料の職員採用試験採点委託料は、職員採用一次試験の委託経費でございます。一次試験につきましては、今年度同様、全国テストセンターで受検できる方式を予定してございます。１３節使用料及び賃借料のうち、システム使用料は、職員採用管理システムの使用料で、採用試験の申込みから受験者との連絡、合否の連絡等、採用に係る一連のシステムの使用料でございます。有料

道路使用料は、職員が出張で使用する高速道路料金で、全体分を人事課で予算化しているものでございます。つづきまして、職員厚生事業ですが、１節報酬は、本庁舎の産業医１名分の報酬でございます。６１ページをお願いいたします。１０節需用費の消耗品費は、新規採用職員の防災服のほか、事務用消耗品等の購入費でございます。１２節委託料のうち、職員健康診断等委託料は、正職員及び共済組合加入の会計年度任用職員の健康診断に係る委託料です。メンタルヘルスケア事業委託料は、メンタル不調を感じた職員が気軽に専門医に相談できる体制を整備し、メンタル不調の未然防止に努めるものでございます。ストレスチェック事業委託料は、労働安全衛生法に基づく職員へのストレスチェックの実施及び結果の分析とこれに基づいた職員研修を委託するものでございます。１８節負担金補助及び交付金のうち、負担金の全国市長会団体定期保険負担金は、全国市長会が運営する一般職員を対象とした死亡や高度障害に対する保険の掛金で、補助金の職員福利厚生補助金は、職員互助会が実施する福利厚生事業に対する補助金でございます。つづきまして、３目職員研修費でございます。職員研修費でございますが、職員研修基本計画において定めた研修に係る経費でございます。７節報償費は職員の研修講師に対する謝礼、８節旅費は派遣研修に係る交通費等、１３節使用料及び賃借料の自転車借上料は、新採職員研修の一環で行うフレッシャーズライドに係る経費でございまして、新採職員に自転車のまち土浦を実際に体験してもらうためのものでございます。１８節負担金は、派遣研修、通信教育、部局実施研修に係る研修負担金でございます。次の職員資格取得経費助成事業でございますが、職員の資質向上のため、対象資格を取得した際の取得費用の２分の１で５万円を上限に助成するものでございます。説明は以上でございます。

○北島総務課長　総務課です。４目文書費は、文書管理と情報公開に関する経費となっております。文書管理事業の１節報酬及び３節職員手当等は、郵便収受、発送等の事務を担当している会計年度任用職員２名分の報酬と勤勉手当になります。１０節需用費につきましては、主に印刷用紙やコピー用紙などの購入代となっております。１１節役務費の通信運搬費は、主に市から発送する郵便の郵送料でございます。１３節使用料及び賃借料につきましては、庁内にあるコピー機１２台分の使用料のほか、印刷機器等１１台の借上料、例規集データベースシステム賃借料でございます。つづきまして、情報公開等事業になります。情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運用を図るもので、１節報酬は、諮問機関である情報公開・個人情報保護審査会の委員５名分の報酬と、情報公開室の会計年度任用職員２名分の報酬等が主なものでございます。説明は、以上でございます。

○冨田広報広聴課長　つづきまして、５目広報広聴費について御説明申し上げます。広報広聴費につきましては、広報紙などによる各種情報の提供やシティプロモーション事業、ふるさと納税等に係る経費でございます。令和８年度予算額は、前年度より７億５，４０３万９，０００円増額で計上をしております。こちらにつきましては、ふるさと納税の歳入を新年度約２５億円と見込むことによりまして、事務手数料等の増加が見込まれますことから約７億５，０００万円の増となるということになってございます。それ

では、主な事業について御説明いたします。広報事業でございます。広報紙やホームページ、ケーブルテレビなど、様々な情報発信ツールを活用した行政情報発信に係る経費となります。７節報償費は広報紙配布に係る各町内会への報償金、１０節需用費、印刷製本費につきましては広報誌の印刷経費、１２節委託料のうち文書配布委託料は、各町内会に配布する広報紙の梱包をシルバー人材センターに委託する経費となります。つづきまして、広聴事業は、市民から寄せられる市政に対する意見や要望等の受付業務や市民法律相談・司法書士相談業務に係る経費となります。７節報償費につきましては、市民相談の際の弁護士や司法書士への謝礼でございます。事業一つ飛びまして、シティプロモーション推進事業は、シティプロモーション活動に係る経費で、６３ページになります。ステージイベント委託料は、学祭つちうらのステージ設置や会場設営に係る費用となってございます。１８節負担金補助及び交付金の茨城の魅力を探求し、発信するコンテスト実行委員会への負担金については、県内高校生が主体的に住んでいる地域の魅力を発見し、それを発信するための動画を制作し、年度末にはコンテストを行い、作品はＹｏｕＴｕｂｅやいばキラＴＶ、駅構内のデジタルサイネージなどで発信していくもので、この取組は茨城県や関係市町村、大学、民間企業が一体となって取り組んでいることから、本市もその趣旨に賛同するとともに、実行委員としても参加するための負担金となります。事業二つ飛びまして、土浦市ふるさと大使事業は、本市出身等の一定の条件を満たす著名人を「土浦市ふるさと大使」として任命し、大使の発信力により本市の魅力をＰＲしていただくとともに、各種事業への参加、協力をする役割を担ってもらい、関係人口の増加を促進していくものです。１０節需用費、消耗品費は、大使に配布する法被やたすきの作成費用、また、印刷製本費は、大使の名刺を印刷する費用となっております。つづきまして、ｅスポーツ推進事業は、今年度から企業版ふるさと納税を活用して実施しているｅスポーツについては、本市の知名度及び認知度の向上、地域活性化や関係人口の増加を図るため、ｅスポーツを活用したイベントを新年度においても引き続き実施していくものです。１２節委託料のうちｅスポーツイベント運営等委託料は、公募型プロポーザル方式を想定し、ｅスポーツイベント・大会を２回開催するための委託料となります。そのほか、直近ですとかすみがうらマラソンのランナーズビレッジで土浦工業高校の生徒の協力を得まして、ｅスポーツを楽しんでもらう企画を実施するほか、健康まつりにもｅスポーツのブースを出すことで、調整を進めておりまして、ｅスポーツの裾野の拡大を図ってまいります。つづきまして、ふるさと土浦応援寄附事業は、本市で実施しておりますふるさと納税事業に係る経費でございます。全体で１２億４，９９９万２，０００円をかけまして、約２５億円の寄附を想定したものでございます。委託料が主なものとなっており、さとふるとその他のサイトを取りまとめる中間事業者に対するものなどで、寄附の受付や受領証明書の発行、返礼品の購入、発送などを委託してございます。なお、事前委員会において、篠塚委員より令和８年度ふるさと納税の歳入２５億円の根拠について資料の提出を求められておりましたので、お手数ですが、総務市民委員会のフォルダをお開き願います。令和８年、３月１３日開催、こちらをお開きいただきまして、資料９その他の資料、ふるさと納税の推移及び今後の見込

みについてをお願いいたします。こちらの資料で説明させていただきます。まず、１の本市のふるさと納税の推移でございますが、本市のふるさと納税における直近３年間、令和４年度から令和６年度までの寄附額は、①の表にありますとおり毎年増加しており、令和７年度についても寄附額の増加が継続しております。また、令和７年度については、米の市場価格高騰によるふるさと納税返礼品への需要の高まりから、米の返礼品に対する寄附額が増加したことに加えまして、②の表及びその下の※のとおり、土浦全国花火競技大会開催時の駐車場の拡充や消防本部観覧席の新設、市内工場で製造されている商品などを新規返礼品として登録したことに伴いまして、前年の約２４５％に当たる寄附額約２２億円となる見込みとなっております。つぎに、③の表は全国のふるさと納税額の推移となっています。過去３年の状況になりますが、対前年比１１５％前後で推移している状況となっております。令和８年度当初予算については、令和７年度において、本市の寄附額の約７割を占めている米の市場価格が徐々に下落傾向になっているため、令和７年度以上に米の寄附需要について見込めない可能性もあります。しかしながら、引き続き、新たな返礼品の調査、登録に加え、既存の返礼品の提供方法の見直しなどを行い、魅力ある返礼品を提供することで令和７年度と同額程度の寄附額を見込むとともに、全国におけるふるさと納税返礼品への需要の高まりを、本市においても全国的な対前年比と同等程度の増加を見込み算出いたしますと、以下のとおりとなりますことから、新年度予算を２５億円で見込むものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。それでは、また、フォルダをお戻りいただきまして、本会議フォルダ、令和８年、第１回定例会、事前配布資料、議案第３４号～第３９号、令和８年度予算書の６４ページをお願いいたします。つづきまして、企業版ふるさと土浦応援寄附事業になります。こちらにつきましては、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対して土浦市外に本社を有する企業がその使途を指定し寄附をすることで、寄附額の最大９割を上限に法人関係税の軽減措置を受けられる制度となっております。１１節役務費手数料は、自治体が推進したい事業をポータルサイトに掲載し、事業に賛同した企業から寄附の申出をする方法で、その仲介を行うサイトへの事業掲載及びサイトを経由し寄附があった場合に係る手数料となっております。広報広聴費の説明は以上となります。

○瀬古澤財政課長　つづきまして、６目財政管理費の財政管理事業につきましては、財政課の事務経費でございまして、７節報償費は専門機関への財務相談に係る謝礼や研修受講のための旅費、負担金、また、委託料につきましては、毎年９月議会で報告をさせていただいております公会計制度における財務書類作成支援委託料などの計上でございます。財政管理費は以上です。

○沼尻会計管理者　つづきまして、会計管理事業でございます。印刷製本費、こちらは源泉徴収票発送用の封筒の印刷費となっております。説明は以上です。

○天貝行政経営課長　つづきまして、８目財産管理費です。１点目の公共施設等再編・再配置推進事業につきましては、今後、各中学校地区ごとの再編計画を策定していくこととなり、新年度につきましては都和地区を予定しておりまして、予算は外部有識者会議開催に係る経費が主なものとなってございます。２点目の包括管理事業は、今年度か

ら導入しました学校と４８施設の包括管理業務、５年契約の２年目の委託料の計上でございます。以上でございます。

○渡邊管財課長　つづきまして、財産管理事業でございます。この事業は、現在管財課で管理しております行政財産、普通財産の草刈、清掃、修繕に係る経費を計上したものでございます。主なものについて御説明いたします。１節報酬、３節職員手当等、８節旅費は廃校等の環境整備、草刈、清掃、除草剤散布、施設の簡易な修繕などを行っていただく会計年度任用職員２名を雇用しており、年間の給与、期末勤勉手当、通勤費を計上しております。１０節需用費のうち光熱水費は、本庁舎を除く施設７０７か所の電気代と１５０か所の上下水道代を計上しております。６５ページ上から２行目、１１節役務費の通信運搬費は、本庁舎をはじめ各施設の電話料を計上しております。つづきまして、本庁舎維持管理事業です。この事業経費は、来庁者が安全で利用しやすく、職員が働きやすい環境にするための整備費用やウララビルの保守管理に係る費用を計上しているものです。主な計上予算でございますが、１節報酬、３節職員手当等、８節旅費は、本庁舎コンシェルジュ６名分の報酬、期末勤勉手当、交通費でございます。１２節委託料は、庁舎管理に必要な委託に係る経費を計上しております。１４節工事請負費のウララ塔屋看板改修工事費はウララビルの屋上に設置されている土浦市役所と掲示している屋上塔屋看板について、下部のルーバー部分の固定について、補修・修繕工事を行い強化することで、風災害時に備え、事故の発生を防止する工事費です。つづきまして、契約事務事業です。この事業は、適正な入札契約事務を行い、有利な条件かつ優良な事業者と契約することで、市の予算を適正で有効に執行することを目的としている事業でございます。７節報償費は、入札監視委員会謝礼を計上しているもので、委員会は５人をもって組織しており、年２回開催しております。１３節使用料及び賃借料のうちシステム使用料は、財団法人茨城県建設技術公社と契約する電子入札システム使用料、茨城県入札参加資格電子申請システム使用料等です。説明は以上でございます。

○福澄政策企画課長　政策企画課でございます。９目企画費でございますが、主なものについて御説明させていただきます。水郷筑波サイクリング環境整備事業でございますが、中ほど１２節委託料の二つ目、サイクリングイベント開催委託料につきましては、民間の新たなレースイベントである筑波山・朝日峠ヒルクライムを開催する予定ですので、本市も主にプロモーションの部分での支援するものです。大会の規模としては、５００名を目指して参会者を募集するものです。一番下、自転車コミュニティ運営実証研究委託料につきましては、サイクリスト自身が自転車の修理やメンテナンスの方法などを身に付けながら、新たなコミュニティの場ともなり得るバイシクルキッチンの取組について大学の知見を取り入れつつ、実証的に取り組んでいるところです。６７ページを御覧ください。ＴＸ延伸事業、１２節委託料ですが、プロモーション委託料としまして、土浦延伸の状況を一般の方にも御理解いただくとともに、気運醸成のために市内各所でプロモーション動画を流すほか、ＳＮＳでも動画を見てもらいＰＲするものです。また、パンフレットや横断幕の作成などを行います。１８節補助金として、実現する会に補助をして来年度事業を進めてまいります。現時点で想定しているのは、若い世代を対象と

したワークショップや要望活動などでございます。事前委員会で御指摘のあった事業内容の資料については資料を作成させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。その下、奨学金返還支援事業でございますが、対象者を大学等を卒業後、奨学金の返還を行っている方で市内に１年以上住民登録がある３０歳未満の方、そして保育士などをはじめ本市が定める職種又は中小企業で常時雇用されている方を対象としております。補助金額でございますが、前年度に返済した奨学金の額の２分の１で、上限額を１０万円としておりまして、最大５年間にわたって支援をするものでございます。

○天貝行政経営課長　つづきまして、１０目の事務管理費の行政経営管理事業につきましては、外部有識者会議の開催経費のほか、１３節のシステム使用料は各課で行っております事務事業の業務フローを可視化しまして、業務改善に結び付ける分析ツールの使用料です。

○土田ＤＸ推進課長　同じく事務管理費について御説明いたします。はじめに、情報政策管理事業でございます。こちらは職員が使用するパソコンなど、ＯＡ機器やシステムネットワークの維持管理等に係る費用となります。１２節委託料でございますが、住民記録や税関係をはじめといたします、市全体の電算業務委託に係ります経費でございます。主な委託内容でございますが、住民記録、住民登録や印鑑登録などの基幹系業務、イントラネット、文書管理などの情報系業務となります。つづきまして、１３節使用料及び賃借料でございます。こちらにつきましては、インターネットの接続機器に係りますパソコンの使用料、ファイル転送システム等に係りますシステム使用料、公共施設予約システム使用に係りますインターネットの使用料、建築図面などを登録参照いたしますドキュメント管理システムの使用料、種々ソフトウェア使用に係りますライセンス購入等の権利使用料となってございます。つづきまして、６８ページの１段目をお願いいたします。ＤＸ基盤整備事業でございます。こちらはデジタル技術を活用して、業務効率化を図る環境整備に係ります経費でございます。主なものにつきましては、ＤＸツールの活用研修の講師謝礼や会議録等自動生成システムＡｍｉＶｏｉｃｅ使用料となってございます。次の段となりまして、職員向けのテレワーク導入事業でございます。こちらにつきましては、テレワーク用のＰＣ５０台に係ります通信料とパソコン使用料となってございます。次の段でございます。インターネット仮想化システム導入事業でございます。こちらにつきましては、茨城県市町村共同システム整備運用協議会が整備いたしましたインターネットの環境を協議会に加入してございます市町村で閲覧する事業でございまして、経費は同協議会への負担金及びインターネットの使用料となってございます。一つ飛ばしていただきまして、庁内ネットワーク保守管理事業でございます。こちらにつきましては、庁内の情報通信ネットワークや関連機器を安定かつ安全に稼動させるための維持管理業務の経費でございます。一つ飛ばしていただきまして、電子申請機能拡充事業でございます。こちらにつきましては、サイドブックスをお戻りいただきまして、総務市民委員会、令和８年、３月１３日開催をお開きいただきまして、資料１１電子申請機能拡充事業をお願いしたいと存じます。こちらにつきましては、事前委員会におきまして、篠塚委員より法令や条例等で規定されます書面での行政手続の主なも

のについてという御質問とスケジュール的にいつ頃を目途に進めていくのか。もう１点、栁澤委員より窓口で受けている行政手続の件数、そしてこのシステムを導入することによって効果として何件削減を予定しているかという御質問をいただいてございます。この資料にて御説明を申し上げます。まずはじめに、本市の行政手続の総手続数でございますが、こちらは約１０００の手続がございます。うち電子申請が可能となる手続につきましては３００ございます。電子申請が可能な枠組みの中で、昨年４月から１１月末までに１５万７４９件の申請がございまして、電子申請率につきましては１４％の２万１，０００件となってございます。思うように利用が進んでいない状況となってございますが、一人でも多くの方に電子申請を御利用いただけますようアンケートや講座申込みに使われてきた利用者にとって使い慣れた電子申請システムの機能を追加拡充するものでございます。法令や条例等で規定されます書面、対面での手続の主なものにつきましては、福祉に関するものであれば、要支援の認定申請、それと戸籍で言いますと婚姻届、離婚届など法制度が紙に押印前提で原本の提出、署名保存が求められるものがございますので、今後につきましては、電子化対象外とする手続につきましては、厳密に定義をいたしまして、それ以外につきましては、電子化を進めることといたします。つづきまして、新たに追加いたします電子認証、マイページ機能の導入によります効果でございますが、電子認証機能につきましては、申請者本人であることが確実に確認ができ、手続の信頼性が向上することで、なりすましや誤った申請を防止することができ、窓口への来庁や書面提出が不要となります。マイページ機能につきましては、申請者自身が申請状況や過去の手続を確認できるようになり、利便性の向上と問合せの対応の削減など、事務の効率化も図ることができます。スケジュールにつきましては、下に書いてありますとおり、４月に機能の拡充契約を締結後に動画マニュアルを作成、ホームページへの掲載を行ってまいります。５月以降につきましては、手続のフローの見直しや見直しの強化をはじめ、新規作成、公開を進めてまいります。それで篠塚委員からの「いつ頃スタートできるのか」という質問につきましては、大変申し訳ございません。電子申請につきましては、手続ごとに制度やシステムの準備が異なることから、準備が整った手続から段階的に順次実施をしてまいりたいと考えてございます。追加機能であります電子認証、マイページを含めた電子申請の研修やトライアルにつきまして、昨年１１月から１７回にわたり実施をしてございますので、新年度に入りまして事業を円滑に進めることが可能でございます。電子申請機能拡充事業につきましては、以上となります。つづきまして、ＲＰＡ導入事業でございます。こちらの事業につきましては、定型処理の迅速化、正確性の向上、職員の業務負担軽減に有効なツールとなりますＲＰＡをＤＸ推進課職員が内製化することで、現場のニーズに合わせた自動化シナリオを柔軟に修正し、業務の効率化を図ってまいります。６９ページの上から２段目でございます。事務用ソフトウェア更新事業でございます。本事業は事務用ソフトウェアでございますマイクロソフト３６５とジャストオフィスのライセンス料となってございます。一つ飛ばしていただきまして、新公共施設予約システム導入事業でございます。本事業は、利用者は自宅などからオンラインでの施設の予約、キャッシュレス決済による利用料の支払が

可能となり、利便性が向上いたします。また、複数の公共施設の中からニーズに応じた施設を選択しやすくなることで、利用機会が拡大し、施設稼働率の向上にも期待が持てます。つづきまして、ガバメントクラウド事業でございます。本事業は、国のデジタル庁が主導し、国や全国の地方自治体が共通で利用するクラウド基盤を整備、運用する取組でございます。全自治体の基幹業務システムをこのクラウドを用い、標準準拠システムへ移行いたします。本市の基幹業務システムにつきましては、全てこちらの標準準拠システムの移行は完了してございます。二つ飛ばしていただきまして、生成ＡＩ運用事業でございます。本事業は、複数の生成ＡＩを職員が安全に利用できます統一プラットフォームを導入します。併せて、生成ＡＩの効果的な活用推進するために、職員向けのリテラシー向上研修や操作研修も実施をさせていただきます。一つ飛ばしていただきまして、最下段の公金収納デジタル化事業でございます。こちらにつきましては、国の規制改革実施計画に基づきまして、令和８年９月より、ＱＲは地方税以外の公金収納を開始いたしますので、財務会計システムの改修費用となります。７０ページをお願いいたします。ローコード開発ツール導入事業でございます。こちらにつきましては、ローコード開発ツール導入につきましては、専門知識無しで職員が自ら業務アプリを開発、内製化することで、業務効率化とコスト削減が実現可能な事業となってございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　２点お伺いします。１点目が６１ページの職員研修費、職員資格取得経費助成事業なんですが、５万円を上限ということなんですけども、予算化をするときにどのような資格を申請したいのか事前に聞いて予算化したのでしょうか。７万２，０００円は随分少ないなと思うんですがどうでしょうか。

○野中人事課長　研修計画で対象資格が決まっておりまして、職員がその中から受けたい事業を受けてもらうような形になっておりまして、今年度はＩＴパスポートの１件のみでした。それで予算のほうは、３ヵ年の実績等から予算計上しております。

○篠塚委員　職員の資質向上のために、こういうものはもう少し予算化できるように頑張っていただきたいと思います。２点目、６２ページのシティプロモーション推進事業なんですが、令和８年度からシティプロモーション課になると思うんですが、この中の一つの事業でこれは予算を組んでいるのでしょうか。シティプロモーション課としては、ほかにも事業予算を組んでいるのでしょうか。随分金額的に大丈夫なのかなと心配する予算なんですが。

○冨田広報広聴課長　今年の４月からシティプロモーション課になりますが、実際の予算については、新たな取組に関する事業費、ふるさと大使などの事業は別にありますけども、係としては移住・定住戦略室と広報広聴係ということでありますけども、新たな予算組みはございませんので、これから何をしていくかということを追求していきまして、補正予算等をお願いすることになるのかというふうに思ってございます。

○篠塚委員　市長公室長にお伺いします。新しい課ができたということは、土浦の目指すべきものを形にしたんでしょうから、その中の予算としてはいろいろ項目はあると思

うんですが、その辺を含めてどのようにお考えなんでしょうか。
○山口市長公室長　ただ今、課長のほうからシティプロモーション推進事業の中では、新規事業は無いというお話だったんですけれども、広報広聴費の全ての予算がシティプロモーション課の予算となってますので、シティプロモーションに関すること、例えばｅスポーツですとかそういったことも新規事業としては入っておりますので、何も無いということではないと。移住・定住のほうもですね、土浦市として今後頑張っていきたいというような思いもありますので、このシティプロモーションに来年度は全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思ってます。それから、課長からありましたように、今後そういった事業を何か起こすということになれば、また補正予算をお願いする可能性もありますので、その際にはまた議会のほうに御協力いただきたいというふうに思ってます。
○篠塚委員　組織図を変更したということは、これから土浦の事業をどう進めていくかっていうことでしょうから、それに対する予算というのはやっぱり大切だと思うので、分かりやすいような予算も組んでいただければと思いますのでよろしくお願いします。
○栁澤委員　６３ページの中段、ご当地アニメを生かした新たなコンテンツの創出事業というところについて、説明自体はここは飛んだような気がしたんですけども、中身としてはどういったものを計画されているのでしょうか。
○冨田広報広聴課長　毎年実施させていただいておりますマンホールカードの費用ということで消耗品のほうを計上させていただいております。あとマンホールカードの配布に合わせて、また別になりますが、本市ならではのパトレイバーとコラボしたノベルティというものを作りたいと考えておりまして、それを作る費用とそれに関する権利使用料が予算計上をしているところでございます。
○栁澤委員　分かりました。例えば、きらら祭りで実物パトレイバーを引っ張ってきたりとかあったと思うんですけれど、ほかにもパトレイバーを基にした体験型の事業というのもあるようなんですけども、そういったものを呼び込むための予算というのは考えておられますでしょうか。
○冨田広報広聴課長　実は権利元とですね、新年度に展示会とか展示会に合わせた新たな取組というものを今年度中に何回か協議させていただいたところなんですけれども、どのような形でやっていくかというところが詰めきれなかった部分がございまして、新年度予算には計上できなかったので、それらの協議が進めば、新たな形で取り組むことができれば、また補正予算になってしまうかもしれないですし、企業版ふるさと納税といったのも活用できればということで、これからまた新たにそういった協議を進めながら、新年度取り組んでいければと思っております。
○目黒委員長　ほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、暫時休憩といたします。再開は午後１時からといたしますのでよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。
（休憩：午前１１時５０分）

（再開：午後１時００分）

○目黒委員長　それでは、会議を再開いたします。引き続き、２款総務費、１１目より順次説明をお願いいたします。

○大貫市民活動課長　７０ページの１１目市民活動費です。令和８年度は、前年度と比較して１億４，０６０万３，０００円の増額となります。増額の主な理由は、新規事業である地区公民館等照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業の実施によるものでございます。それでは、主な内容について御説明させていただきます。まず、説明欄２段目の神立地区コミュニティセンター管理運営事業は、神立コミュニティセンターの管理運営に係る指定管理の１２節委託料が主なものでございます。次の地区長関係事業につきましては、市内１７１地区の地区長に対する７節報償費などとなっております。つづきまして、地域コミュニティ施設整備事業は、地域コミュニティ活動の拠点となります町内会で所有する公民館の施設整備に対する補助金でございます。令和８年度は、新築１件、修繕１件の計２件の補助を予定しております。つづきまして、コミュニティ事業助成事業につきましては、市民のコミュニティ活動の促進を目指し、活動に必要な備品等の整備に対し、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益を活用して助成を行うもので、令和８年度は二つの町内会への補助金の交付を予定しております。次の土浦市地区公民館等照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業につきましては、令和８年度からの新規事業でございます。この事業は、設計・工事・維持管理など省エネに関する包括的なサービスを一括して提供するＥＳＣＯ事業を採用し、地区公民館等の施設照明のＬＥＤ化を図るものでございます。事業スケジュールとしましては、令和８年度に設計・工事を行い、９年度から１１年度の３年間で維持管理及び消費電力削減分の保証を行う４年間の契約となります。対象となる施設は、中学校区ごとの各地区公民館、神立コミュニティセンター、ワークヒル、つくしの家、天川保育所、神立保育所、ポプラ児童館、神立消防署、新治消防署の１５施設となります。なお、事前委員会において、ＥＳＣＯ事業に関連して篠塚委員から御質問をいただいておりましたので、こちらで御説明させていただきます。今回の対象施設に含まれていない荒川沖保育所のＬＥＤ化の状況等についての御質問でしたが、担当課に確認したところ、荒川沖保育所は施設の再編・再配置において今後の方針を検討中であるため今回のＬＥＤ化事業の対象からは外しているとのことでした。なお、照明の不具合等があった場合は、その都度修繕工事等で対応する形をとっているとのことでした。よろしくお願いいたします。つづきまして、７０ページの下段、１２目地区コミュニティ活動推進事業費につきましては、協働のまちづくりの推進に関するものです。主な内容について御説明させていただきます。説明欄１段目のまちづくり市民会議活動推進事業は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進・活動を行うまちづくり市民会議への補助金となります。つづきまして、７１ページをお願いいたします。各地区コミュニティセンター活動推進事業は、地区公民館を拠点に活動している各中学校地区の市民委員会に対する補助金等で、各館ほぼ同額の予算となります。７２ページをお願いいたします。市民活動支援事業（協働のまちづくりファンド事業）につきましては、市民団体等が地域の活性化を目的として新たに実施するソフト事業に対し補助を行うも

ので、令和８年度は前年度実績や相談・申請件数などから新規３事業、継続６事業を計上しております。つづきまして、表中段の１３目国際交流費でございます。こちらは国際理解と国際交流の推進、多文化共生に関するものでございます。主な内容について御説明いたします。説明欄１段目に記載の国際交流推進事業の１節報酬につきましては、英語、ポルトガル語、中国語の通訳・翻訳の会計年度任用職員３名の報酬でございます。少し飛びまして、１８節負担金補助及び交付金のうち補助金の土浦市国際交流協会補助金は、同協会の事業、運営等のための補助金となります。その下、土浦市中学生交換交流事業補助金は、姉妹都市であるアメリカ・パロアルト市との交換交流事業に伴う補助金でございます。つづきまして、多文化共生推進事業の１３節使用料及び賃借料につきましては、外国人市民の来庁者に対する窓口対応の充実を図るため導入しているタブレット型の多言語通訳サービスの使用料等となります。説明は以上です。

○福原生活安全課長　１４目防犯対策費でございます。警察や防犯協会などの関係機関と連携の基、市民の安心安全に関する事業を実施しております。主なものとしては、荒川沖・神立両駅前の「防犯ステーションまちばん」に関する費用、町内会等が管理しております防犯灯の設置や電気料金の補助などでございます。防犯対策事業の１節報酬は、両駅のまちばんに勤務する会計年度任用職員の報酬でございます。７３ページをお願いいたします。１４節工事請負費は、防犯カメラ２基分の更新工事費でございます。令和８年度は、桜町四丁目と川口二丁目地内にそれぞれ１基ずつ防犯カメラの設備一式を更新するものです。１８節負担金補助及び交付金の補助金は、町内会等が設置・管理するＬＥＤ防犯灯の新設及び修繕、交換をする際の防犯灯設置等補助金と、それら防犯灯の電気料金補助金となっております。また、令和８年度から新たに町内会等が設置する防犯カメラの設置費用の補助事業を開始いたします。犯罪被害者等支援事業は、令和８年度新規事業で、犯罪被害者等支援補助金は、犯罪被害によって重傷病を負われた方又は犯罪被害により亡くなられた方の遺族に見舞金を支給するものでございます。１５目空家等対策費は、空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、第２期土浦市空家等対策計画に基づき、空家の問題解消に努めております。主なものとしては、土浦市空家等対策協議会や空家等相談会の開催、管理不全空家等の緊急的な応急措置などの費用でございます。空家等対策推進事業の１節報酬は、土浦市空家等対策協議会委員の報酬でございます。１１節役務費の手数料は、所有者不存在の空家に対し市が利害関係人として家庭裁判所へ財産清算人選任の申立てに係る費用１件分となります。１２節委託料の空家等相続人調査委託料は、先ほどの財産清算人制度を活用するに当たり、所有者や複雑な相続人の調査を司法書士などの専門家に委託するもので１件分の費用です。財産清算人等選任申立書作成委託料は、財産清算人制度を活用する場合、家庭裁判所への申立書作成委託するもので１件分の費用です。１４節工事請負費、管理不全空家等応急措置工事費は、管理がされていない空家の所有者に再三の安全対策の指導を行い、それでも応じない場合の緊急的な応急措置費用でございます。１６目交通安全対策費は、警察や交通安全協会など関係機関と連携の元、市民の交通安全に関する事業を実施しております。交通安全キャンペーンなどの啓発事業、カーブミラーの設置や路面標示、自転車駐車場

の運営や放置自転車対策などでございます。交通安全対策事業の１０節需用費修繕料は、市内のカーブミラーの修繕する費用でございます。１１節役務費、手数料は、簡易なカーブミラーの移設に伴う手数料、１２節委託料は、通学路電柱標示板設置委託料は、５年ごとに更新する標示板の制作及び取替費用を東京電力に委託するものです。１４節工事請負費は、「速度注意」や「学童注意」など、路面への文字標示設置のための交通安全施設整備工事費やカーブミラー新設工事費用、移設工事費用でございます。１８節負担金補助及び交付金は、土浦地区交通安全協会への補助金でございます。７４ページをお願いいたします。つづきまして、自転車対策事業の１節報酬は、土浦駅及び荒川沖駅前での放置自転車対策としまして、自転車放置禁止区域で立哨指導を行っている会計年度任用職員３名の報酬でございます。１１節役務費、手数料は、放置自転車等撤去のためシルバー人材センターから派遣される３名分の費用でございます。１２節委託料、撤去自転車等保管手数料徴収委託料は、撤去した放置自転車等について、土浦駅西口第２自転車駐車場での保管及び返還手続を委託するものでございます。つづきまして、自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業は、市内在住の高校生と６５歳以上の高齢者を対象にヘルメット購入費用の一部を助成するものでございます。説明は以上でございます。

○菊田市民課長　市民課でございます。１７目支所及び出張所費、支所及び出張所管理事業につきましては、市内５か所の支所及び出張所に係る運営経費です。前年度と比較して１，３５２万３，０００円、約２６．９％の減となった理由といたしましては、会計年度任用職員の人件費の増及び令和７年度に計上していた公共施設再編再配置計画に基づく上大津支所機能の上大津公民館への移転や上大津支所の建物解体に係る経費が無くなったことなどが主なものでございます。それでは、主な内容につきまして、御説明させていただきます。１節報酬及び３節職員手当等につきましては、会計年度任用職員１０人分の人件費です。１１節役務費につきましては、各支所で納付された税金等について、会計年度任用職員により毎日支所を回って預かり銀行へ納付しておりますが、その金銭運搬に係る保険料などです。１２節委託料につきましては、支所・出張所に係る機械警備や清掃などの定期的な委託料等の計上です。１３節使用料及び賃借料につきましては、上大津出張所での窓口証明書発行サービス用端末、マイナンバーカード利用に係る機械借上料や都和支所の来客用駐車場借上に係る使用料などです。市民課からの説明につきましては、以上でございます。

○北島総務課長　総務課でございます。１８目公平委員会費につきましては、法に基づき設置する公平委員会の委員３名の報酬のほか、定期総会、研究会参加に伴う旅費、全国や関東、県組織への加入負担金など、ほぼ例年と同じ内容でございます。説明は、以上でございます。

○大橋防災危機管理課長　防災危機管理課です。予算書７５ページ、１９目防災費です。防災費全体で３，３４８万４，０００円。前年度より３，２３４万５，０００円、４９．１％の大幅な減となりました。１番目の地域防災体制整備事業は、防災会議や国民保護協議会に係る防災危機管理課の基本的経費でございます。１８節負担金の一つ目、茨城県被災者生活再建支援システム運営負担金は、令和７年度に県がシステムの見直しを行

ったことに伴い、令和８年度から４１万円増の１１１万４，０００円の計上です。二つ目の県防災情報ネットワークシステムの負担金は例年同様でございます。次の地域防災力強化事業は、主に自主防災組織の支援に係る費用で、自主防災組織運営事業補助金、こちら補助率３分の２、上限５万円でございますが、その２１０万円が大きな経費でございます。つづきまして、防災意識普及啓発事業は、防災訓練と防災講演会に係る経費の計上で、ほとんど例年同様でございます。つぎに、防災拠点・防災設備整備事業は、避難所の防災倉庫や耐震性貯水槽設備の適正管理、備蓄品の更新に係る経費の予算措置でございます。１０節需用費の消耗品費３８５万１，０００円は、非常食と飲料水の更新用で、燃料費の１０万６，０００円は発電機用の備蓄ガソリンに充てるものです。つづきまして、情報伝達体制整備事業は防災無線をはじめとしました防災情報発信に係る予算の計上でございます。大きなものでは７６ページ、１２節委託料は２１５の子局がある防災無線の保守点検が９７０万９，０００円、１３節使用料及び賃借料の中のシステム使用料５３２万２，０００円は、１００か所に備えるＩＰ無線の使用料と防災無線と自動連動のスマートフォンアプリ、コスモキャストの使用料です。

○北島総務課長　総務課でございます。２０目平和事業費は、８月に広島市で開催される平和記念式典に派遣する中学生や市民代表の２０名分と随行する職員の旅費、宿泊代等や原爆パネル展で使用するパネルを広島市からお借りする際の運搬料のほか、記載の二つの協議会等への加入負担金となっております。説明は、以上でございます。

○瀬古澤財政課長　財政課です。つづきまして、７７ページにかけての２１目財政調整基金費、２２目市債管理基金費、２３目土地開発基金費、２４目公共施設等総合管理基金費につきましては、一括して御説明したいと思います。それぞれ基金の利子分の積立金を計上するもので、金利の上昇によりまして前年度との比較では、２１目財政調整基金費が１，１１０万２，０００円の増、２２目市債管理基金費が１，７０４万４，０００円の増、２３目土地開発基金費が３８２万２，０００円の増、７７ページに移りまして２４目公共施設等総合管理基金費が４１９万４，０００円の増となっております。なお、２２目市債管理基金につきましては、基金残高約２８億円のうち１０億円を利率が高い１．５１％の金利の高い債権に充てて、５年間の運用期間で運用を行いまして、令和４年１２月から開始をしております。その運用益１，５１１万円を含めての増加となっております。以上でございます。

○中川人権推進課長　つづきまして、２５目人権推進費ございます。人権推進費につきまして、全体では前年度と比べ５１万６，０００円、４％の減となっております。ダイバーシティ推進事業でございますが、当事業はダイバーシティの推進を図るため、意識啓発事業の企画・運営に係る経費で、各種講座やセミナー開催時の講師謝礼や男女共同参画センターの維持管理費用が主なものです。また、新規としまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を受け、これまでＮＰＯ法人に委託し実施しておりましたフェミニスト相談とは別に、支援を必要とする女性を包括的に支援する女性相談支援員を会計年度任用職員を採用し配置することで、困難を抱える女性への支援強化を図ります。地方改善対策事業でございますが、人権尊重社会の実現に向けて、人権意識の醸

成や啓発を推進するための事業で、地域住民の生活改善と向上を図るため、実施している生活相談所係る人件費や同和問題の解決に寄与することを目的として、啓発活動や研修、相談等を実施している市内に支部がある二つの団体に対する補助金が主なものございます。更生保護事業は、保護司等と連携し、犯罪や非行を起こした人の社会復帰や社会的自立に向けて、社会を明るくする運動などを通じて啓発活動を行う事業に係る経費でございます。つづきまして、７８ページにかけまして人権啓発事業となります。人権意識の醸成、ダイバーシティの推進などに対する市民の理解の増進を深め、共生社会の実現を目指すことを目的とする啓発イベントに係る経費で、人権講演会の講師謝礼が主なものでございます。２５目人権推進費は以上となります。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問ございますでしょうか。

○古沢委員　中川課長から説明がありました地方改善対策団体事業費補助金、二つの団体って言ってましたよね。どのような団体なのですか。

○中川人権推進課長　二つの団体ですけれども、一つは部落解放愛する会茨城県連合会土浦支部、それから全日本同和会茨城県連合会土浦支部に対する補助金になります。

○古沢委員　団体の事務所は土浦市にあるんですか。

○中川人権推進課長　どちらの支部も土浦市内にあります。

○篠塚委員　防犯対策費、防犯カメラ設置補助金についてお伺いをいたします。１基５万円を限度ということで、町内から申請があった場合だと思うのですが、まず防犯カメラと防犯灯がセットになっているものもあるんですが、それが補助の対象になるのかというのが１点目。それから、防犯カメラの電気代に対する補助はあるのかというのが２点目。３点目が、町内会で設置した場合に、防犯カメラの管理に関しては、その設置場所等は土浦市のほうで把握して管理していくということなんでしょうか。以上３点お願いします。

○福原生活安全課長　まず防犯カメラの設置補助につきましては、上限が２０万でやらせていただきます。設置につきましては、防犯灯と一体化のカメラということですけれども、市のほうでカメラの基準を定めて、画像ですとかそういったものを担保がとれるようなものを指示しますので、それに合致している街路灯と同一型であれば可能かと思います。それと電気代につきましては、町内会の負担ということでお願いをしております。設置場所につきましては、事前協議をやらせていただきます。事前協議は警察との協議も含めておりますので、警察のほうと防犯上、公共性が高い場所を協議していただきまして、そういった部分も含めて市のほうで認めていきたいと、そういったことで管理自体は地元でやっていただくのですが、設置する場所につきましては市のほうも把握していくということでございます。以上でございます。

○篠塚委員　警察から要請があったときは、防犯カメラのデータを渡すようになると思うんですが、その管理も全て町内でやるんですか。

○福原生活安全課長　映像管理、カメラ自体の管理につきましては、管理者を地元の方で設定していただきます。そういった規約を作成していただきまして、警察等から捜査の協力依頼があった場合は、その町内会の映像管理者等の同意というか、その方等から

映像提供するというような形で、市からの提供ではなく、地元からの提供という形になります。以上でございます。

○篠塚委員　データを取り出す場合に、おそらく費用を掛けてデータを取り出していると思うのですが、高所になるんで、その辺の費用も町内会が負担するということになるんですか。

○福原生活安全課長　設置場所の高低で費用が掛かるということも想定はされますが、基本的には維持管理全て町内会のほうでお願いするということで規約を作らせていただいております。

○篠塚委員　詳細な説明をしていただいて、設置した後に誤解がないようにしていただきたいと思います。高いところに設置した場合に、警察がデータ提供を依頼しましたと。町内会でそれを提供するのに、データを取り出す費用を町内会で負担するということであると、ちょっと誤解を招くと思うので、設置する際にはよく説明をしてやっていただきたいと思います。

○福原生活安全課長　篠塚委員おっしゃるとおり、地元等に誤解がないように、年度明けましたら、設置要綱、手引、そういったものを作成いたしますので、地区長さんを集めまして説明会などもやりたいというふうに考えております。

○目黒委員長　ほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、引き続き説明をお願いします。

○中西課税課長　課税課です。予算書の７８ページの２番目の表、２項徴税費、１目税務総務費から説明させていただきます。最初に、税務総務費につきましては、課税課・納税課職員の人件費及び固定資産評価審査委員会に関係する計上となります。２目賦課費の固定資産税関係事業つきましては、例年通りの内容となっております。一番下になります土地評価事業の主なものとして、１２節委託料につきましては、令和９年度評価替えの基礎となる路線価を算出するための作業で、３年間に渡っての業務委託の１年分のとなります。つづきまして、市民税関係事業の主なものとしまして、１８節負担金補助及び交付金の地方税共同機構負担金は、ｅＬＴＡＸを利用した償却資産、確定申告データ等の送受信など、課税及び収納事務を効率化するシステム使用に関する負担金となっております。以上となります。

○萩島納税課長　納税課です。３目徴収費につきまして、主なものを説明させていただきます。収納関係事業は、市税等の収納に係る経費でございます。１節報酬及び３節職員手当等は、会計年度任用職員６名分の人件費でございます。１１節役務費の中の手数料、これは郵便振替やコンビニ収納、オンライン収納などの手数料でございます。１８節負担金補助及び交付金の二つ目は、市において対応が困難な案件について債権回収をお願いしている茨城租税債権管理機構への負担金です。一つ飛びまして、共同収納手数料負担金は、令和５年度より納付書に記載されたＱＲコードにより、ｅＬＴＡＸというシステムを利用することで、全国どこからでも税の支払ができるようになりました。負担金は、決済サービス等の手数料を利用実績に応じ、地方税共同機構から請求がされる

ものでございます。その下、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金は、窓口の専用端末でキャッシュカードを読み込み、口座振替の申込みのできるサービスであるペイジーの利用に伴う負担金となっております。２２節償還金利子及び割引料は、市税の過誤納還付金で、予算は過去の平均額によって算出したものでございます。徴収費の説明は、以上でございます。

○菊田市民課長　市民課です。８０ページをお願いいたします。３項戸籍住民基本台帳費の１目戸籍住民基本台帳費でございます。こちらは、市民課の業務運営に要する経費となります。令和８年度は、3億5，８０８万6，０００円の計上で、前年度と比較して約３．６％の増となっております。増の主な理由としましては、正職員及び会計年度任用職員の人件費の増、マイナンバーカード受付窓口の増設に係る経費の増が主な理由となっております。それでは、主な内容につきまして御説明させていただきます。職員人件費は、市民課職員２５名分の給料、職員手当、共済費でございます。戸籍住民基本台帳関係事業の１節報酬、３節職員手当等、８節旅費につきましては、市民課窓口に従事する会計年度任用職員１５人の人件費です。１０節需用費につきましては、プリントートナーなど窓口業務で使用する消耗品代のほか、証明書発行に使用します偽造防止が施された地紋紙などの購入費用が主なものです。１１節役務費につきましては、コンビニ交付に係る手数料が主なものでございます。手数料条例の関係で、篠塚委員から御質問いただいた際、コンビニ交付分は全体の２０％程度とお答えさせていただきましたけれども、住民票につきましては、令和５年度が２１．４％、令和６年度が２８．２％、印鑑証明につきましては、令和５年度が３０％、令和６年度が３６．９％、両方合わせますと、令和５年度が２４．４％、令和６年度は３１．２％でコンビニ交付関係が増えておりますので、現在はこれよりも更に割合は増えていると思われます。１２節委託料は、戸籍情報総合システムの保守委託料が主なものでございます。１３節使用料及び賃借料は、コピー機などの借上料のほか、戸籍情報総合システムのハード・ソフトのシステム使用料、パスポート用の収入印紙・収入証紙券売機の借上料などの使用料でございます。マイナンバー関係事業です。１節報酬、３節職員手当等、８節旅費につきましては、市民課窓口に従事する会計年度任用職員２０人の人件費でございます。１０節需用費は、カード交付に伴う消耗品、管理用シール、マイナンバーカード対応窓口増設に伴う消耗品、パーテーションとか椅子とかですけれども、これらが主なものでございます。１１節役務費は、カード申請時に使用するタブレット端末の通信料が主なものです。１２節委託料の電算委託料は、マイナンバーカードの住所変更等に対応するためのカード、裏面プリンター保守委託料及び個人番号管理予約システム管理料でございます。コンビニ交付システム管理委託料は、平成２８年４月１日からマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付を開始しておりまして、そのシステム管理を茨城計算センターへお願いしているものでございます。１３節使用料及び賃借料は統合端末及び住民基本台帳システム用コンピューターと機器の賃借料及び基幹系端末の賃借料でございます。１４節工事請負費は、マイナンバーカード対応窓口の増設工事費で、現在市民課の六つの受付窓口を利用して対応しておりますけども、カードの新規や更新の来客が増えておりま

して、令和９年度には令和４年度以来のピークを迎えることが想定されますことから、市民課の奥のスペースに新たに三つ受付ブースを増設するものでございます。この増設費用につきましては、国の補助金１０分の１０が充当されます。つぎに、キャッシュレス決済事業です。１１節役務費は、キャッシュレス決済に伴うプロバイダーへの利用料と電子マネーを光回線で行いますので、その使用料となります。手数料は、キャッシュレス決済を行う事業者への決済手数料です。説明は以上でございます。

○北島総務課長　総務課でございます。２目住居表示整理費につきましては、新築家屋等に設置する町名表示板、住居番号板などの購入費、町内標識板の撤去の際の手数料でございます。つづきまして、４項選挙費になります。来年度は、令和９年１月７日の任期満了に伴う茨城県議会議員選挙が予定されております。１目選挙管理委員会費は、選管事務局職員２名の人件費と選挙管理委員会の運営経費となっております。選挙管理委員会運営事業の１節報酬は、選挙管理委員会の４名の委員に対する報酬になります。中ほど、１２節委託料は、選挙備品の倉庫として使用している国分町倉庫の機械警備委託と、その敷地の年に２回の草刈委託に係るものでございます。１８節負担金補助及び交付金は、備考欄記載のとおり全国市区選管連合会や関東支部への負担金などとなっております。つづきまして、２目県議会議員選挙費、県議会議員選挙事業でございます。１節報酬、7節報償費は、選挙事務従事者や選挙・投票立会人への報酬など、人件費が主なものでございます。１０節需用費の消耗品費は、主に市内３４０か所に設置してございます立候補者ポスター掲示板購入費用のほか、横断幕、のぼり旗等の啓発物品代、投開票所での消耗品代となっております。１１節役務費の通信運搬費は、投票所入場券の郵送料が主なものとなっており、そのほか投票所への物品運搬、インターネット回線の工事料などとなっております。手数料は、選挙公報の新聞折込み、開票作業に使用する読取分類機等のメンテナンス、設定費用などでございます。１２節委託料は記載のとおりでございますが、選挙執行関連電算業務委託は、選挙人名簿に基づいた有権者への入場券作成、パソコンレンタル経費、期日前投票、当日投開票に係るシステムなどを委託している経費になります。１３節使用料及び賃借料は、記載のとおり期日前投票所や開票所で使用するテーブル、椅子など物品の借上料や、イオン、ピアタウン期日前投票所として借用した際の施設使用料、当日投票所として借用した各地区の２２か所の会場借上料などとなっております。つづきまして、ページ下段の５項統計調査費でございます。各種統計調査の実施に係る経費でございます。１目統計調査総務費は、統計事務を担当する職員２名の人件費や、統計管理事業は事務経費のほか、統計調査員に対する表彰関連の費用、茨城県統計協会への負担金などとなっております。次ページに移りまして、２目国基幹統計調査費につきましては、令和７年度は国勢調査に係る経費がありましたので、新年度は大きな減となっております。新年度は、経済センサス調査を予定しており、指導員や調査員、非常勤職員への報酬など人件費が主なものとなっております。つづきまして、３目県基幹統計調査費につきましては、例年行っております常住人口調査に伴う消耗品の購入費となっております。説明は以上でございます。

○藤井監査委員事務局長　つづきまして、６項監査委員費について御説明いたします。

８３ページの中段をお願いいたします。１目監査委員費につきましては、監査事務に係る経費でございます。主な節について御説明いたします。説明欄の一つ目、職員人件費の２節給料から４節共済費につきましては、事務局職員４人分の人件費です。二つ目の監査事務事業の１節報酬につきましては、監査委員２名の報酬です。８節旅費は、関東都市監査委員会の総会や研修会等に出席するための監査委員の費用弁償及び事務局職員の旅費です。１２節委託料は、工事監査を行う際、専門技術者に工事技術調査を業務委託する費用です。１８節負担金補助及び交付金の負担金は、各都市監査委員会の負担金及び監査委員事務局職員が研修会等へ参加する際の出席負担金です。監査委員費の説明は以上でございます。

○福原生活安全課長　生活安全課でございます。９６ページ中段をお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、７目消費者行政費は、消費生活センターでの消費者保護対策事業の相談業務や啓発活動に伴う経費等でございます。主な支出としましては、消費者保護対策事業の１節報酬は、消費生活相談員と会計年度任用職員、消費者教育推進地域協議会委員の報酬でございます。１２節委託料、バス運行委託料はくらしのセミナー移動学習等に伴うバス借上げ委託料、消費生活展開催委託料は、消費生活展開催時における土浦市消費生活連絡協議会への運営委託料等でございます。以上でございます。

○草間環境衛生課長　環境衛生課でございます。１１７ページ下段をお願いいたします。４款衛生費、２項環境衛生費でございます。１目環境衛生総務費の環境衛生事業、こちらは、環境美化や害虫駆除、生活排水対策などに係る経費でございます。令和８年度は、本年度と同程度の予算計上となっております。１１８ページをお願いいたします。１２節委託料は、道路側溝の汚泥などに係る下水溝清掃をはじめ、空地の所有者から市が委託を受けて行う草刈りや住宅に発生したスズメバチ駆除などの委託でございます。１８節負担金補助及び交付金のうち、補助金の合併処理浄化槽設置事業補助金は、高度処理型浄化槽の設置に対する補助１６基分、単独処理浄化槽等撤去事業補助金は、単独処理型浄化槽の撤去及び宅内配管工事と、くみ取り便槽の撤去及び宅内配管工事の補助１８件分でございます。つづきまして、２目斎場費の斎場維持管理事業は、市営斎場の管理運営費用でございます。令和８年度は、火葬炉改修工事費の増加に伴い、本年度予算額より５６５万４，０００円、率にして１０．９８％の増となっております。１２節委託料は、施設の運営に係る指定管理料でございます。１３節使用料及び賃借料のシステム使用料は、葬祭業者がインターネット予約などを行う際の案内システムの使用料でございます。１４節工事請負費は、火葬炉内部の耐火材交換など、主燃炉・再燃炉の定期的な補修工事に要する費用でございます。つづきまして、３目市営霊園費でございます。霊園管理事業は、市営霊園４か所の管理費用でありまして、霊園内の草刈りやごみの回収のほか、管理に必要な施設修繕などを行っております。令和８年度は、各霊園の修繕増加に伴い、本年度予算額より２５６万円、率にして１９．５６％の増となっております。１０節需用費の修繕料は、各霊園の通路補修や、国分霊園、並木霊園のトイレを洋式に修繕するなどの経費でございます。１２節委託料は、シルバー人材センターによる霊園管理業務をはじめ、ごみの回収や園内の清掃、草刈りなど記載の業務を委託するも

のでございます。２２節償還金利子及び割引料は、墓地区画の返還に伴う永代使用料と管理料の還付をする際に必要な経費でございます。１１９ページをお願いいたします。つづきまして、３項清掃費でございます。２目ごみ処理費は、ごみや資源物の収集運搬に係る経費としてのごみ処理対策事業と、ごみの減量化やリサイクルに係る経費としてのリサイクル推進事業でございます。令和８年度は、ごみ処理対策事業において、人件費の高騰に伴う予算額増の一方、リサイクル推進事業においては、資源の収集量や生ごみ処理量の減少見込みに伴いまして、これら２事業を合わせた２目ごみ処理費の予算額は、本年度予算額より１億１，３６１万３，０００円、率にして９．３６％の増となっております。それでは、はじめに、ごみ処理対策事業でございます。１節報酬は、廃棄物減量等推進審議会の委員等報酬のほか、非常勤職員２名分の経費でございます。１０節需用費のうち消耗品費は、不法投棄防止の啓発看板やごみ集積場の表示板、ボランティア清掃袋などの購入費用、印刷製本費は、日本語ほか７か国語の多言語版資源とごみの出し方や粗大ごみ処理券などの印刷費用でございます。１１節役務費の手数料は、指定ごみ袋取扱店や粗大ごみ処理券取扱店へ支払う手数料などでございます。１２節委託料は、家庭から排出されるごみや資源物の収集運搬をはじめ、記載の各種ごみ処理に係る業務を委託するもののほか、指定ごみ袋の製造などの業務を行うものでございます。１８節負担金補助及び交付金のうち、負担金の新治広域事務組合解体費用負担金は、かすみがうら市にありました環境クリーンセンターの解体工事に係る負担金でございまして、本市も旧新治地区のごみを環境クリーンセンターへ搬入しておりましたことから、事務組合の構成市である、かすみがうら市、石岡市との協定に基づき、解体工事に係る費用を負担しているものでございます。つづきまして、リサイクル推進事業でございます。７節報償費は、各地区の資源の集積場から収集しました缶、ビン、古布など、資源物の分別収集事業に対する還元金と、廃品回収を実施した子ども会に対する廃品回収事業奨励金の経費でございます。いずれも収集量が減少傾向となっていることに伴いまして、これら還元金と奨励金も減少しております。１０節需用費のうち消耗品費は、分別収集用のカゴやコンテナのほか、ネットバッグなどの購入費用でございます。１２節委託料は、ペットボトルや容器包装プラスチックの選別、圧縮梱包をはじめ、生ごみの堆肥化処理など、再資源化に係る各種業務を行うものでございます。１２０ページをお願いいたします。つづきまして、３目し尿処理費のし尿処理対策事業は、御家庭のくみ取り便槽からのし尿収集などに係る経費でございます。令和８年度は、本年度と同程度の予算計上となっております。１１節役務費の手数料は、し尿くみ取り券の取扱店に支払う販売手数料、１２節委託料のし尿汲取委託は、市内全域のし尿収集と汚泥再生処理センターへの搬入を委託しているものでございます。つづきまして、４目汚泥再生処理センター費の汚泥再生処理センター維持管理事業は、施設の維持管理や運営などに係る経費でございますが、令和５年度から効率的、効果的な施設運営を行えますよう、施設の運転管理をはじめ、設備の保守管理や薬品、用役の調達に至るまで、関連業務を一括して５年間委託する長期包括的運営管理委託を導入しております。令和８年度は、本年度と同程度の計上となっております。１２節委託料は、その長期包括的運営管理委託のほか、長期

包括業務の実施状況を監視するため、第三者のモニタリングなどを委託して行うものでございます。つづきまして、５目清掃センター費は、清掃センターと最終処分場の施設運営に係る経費として、清掃センター維持管理事業、清掃センターごみクレーン外整備事業、最終処分場維持管理事業、最終処分場埋立地基幹整備事業の４事業がございます。令和８年度は、清掃センターごみクレーン外整備事業における継続費年割額の大幅な増額により、５目清掃センター費の予算額は、本年度予算額より１７億２，５９２万８，０００円、率にして１５７．７６％の大幅増となっております。はじめに、清掃センター維持管理事業でございます。こちらは、清掃センターにおける施設の維持管理や運営などに係る経費でございます。１０節需用費の消耗品費は、焼却処理などに必要な重金属固定剤や塩化水素除去に必要な高反応消石灰など工業薬品類のほか、各種機器の管理用部品購入が主なものでございます。光熱水費は、清掃センターの電気料金及び上水道使用料、修繕料は施設の修繕や公用車の車両修繕、法定点検に要する費用でございます。１２節委託料は、ごみの焼却や粗大ごみの処理など、施設の運転管理業務をはじめ、各種法定検査や保守点検などに係るもので、１２１ページにかけて記載の２８件の業務に係る経費でございます。１４節工事請負費は、清掃センターが円滑な廃棄物処理を継続するため必要な定期整備工事や維持管理工事などを行うものでございます。つづきまして、清掃センターごみクレーン外整備事業でございます。こちらは、令和６年度から８年度にかけて３ヵ年の継続費を設定し、ごみクレーンをはじめとする老朽化が著しいごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の主要な設備につきまして、更新整備工事を進めているものでございます。１２節委託料は、この工事を監理監督するため必要な清掃センターごみクレーン外整備工事管理委託料のほか、ごみ処理外部委託料は焼却炉の運転を停止して高圧受電盤などの更新工事を行う際、市内で発生する可燃ごみの処理を近隣自治体や民間のごみ処理施設に委託するため必要な経費でございます。１４節工事請負費は、ごみクレーンや切断機、高圧受電盤、中央監視操作盤など、老朽化が著しい主要な設備の更新を行うものでございます。つづきまして、最終処分場維持管理事業でございます。こちらは、最終処分場の延命化を図るため、清掃センターで発生する焼却灰を民間事業者に運搬し、リサイクルするものや最終処分場からの放流水について、水質基準を満たすため、適正な施設の運転や維持管理を行うものでございます。１０節需用費のうち消耗品費は、水処理などに必要な工業薬品類、施設管理用資材購入が主なものでございます。１２節委託料は、水処理施設の運転管理をはじめ、各種法定検査や保守点検、焼却灰の外部処理など、１２２ページにかけて記載の１２件の業務に係る経費でございます。１４節工事請負費の最終処分場定期整備工事費は、水処理機器類の整備工事で、地下水井のｐＨ計、導電率計の更新を行うもの、一般補修工事費は、施設の小規模修繕や設備の補修工事を実施するものでございます。１８節負担金補助及び交付金の負担金、鹿嶋市環境保全協力金は、清掃センターから発生する焼却灰の一部を鹿嶋市の民間施設に運搬し資源化する際、民間施設の存在する自治体に対して支払う協力金でございます。最後に、最終処分場埋立地基幹整備事業でございます。こちらは、最終処分場の残余容量を調査し、埋立率を把握することで、適正な埋立地の管理をするものでございます。１

２節委託料は、埋立ての進捗度合いを正確に把握するため必要な残余容量の調査業務を行うものでございます。環境衛生課は以上でございます。

○鈴木環境保全課長　環境保全課です。１２２ページの４項環境保全対策費、１目環境保全対策費を御覧ください。主に公害防止、地球温暖化対策、霞ケ浦の水質浄化などを目的としたもので、令和８年度予算で増額となった主な理由は、職員人件費の増によるものでございます。それでは、主な予算の内容につきまして説明をさせていただきます。まず、二つ目の環境政策事業でございます。主に土浦市環境基本計画の推進に係るもののほか、地球温暖化対策、省エネ法におけるエネルギー使用量の管理、ＥＭＳなどを目的とした事業でございます。１２節委託料でございます。一つ目の環境基本計画推進委託料は、土浦市環境基本計画推進協議会に委託し、環境展や啓発活動を実施するものでございます。１２３ページをお願いします。二つ目の住宅用環境配慮型設備導入補助事業でございます。こちらは太陽光発電と連携している蓄電システム、蓄電池の設置費用に対して補助するものでございまして、１件当たり５万円、３０件分の予算計上となります。つづきまして、環境基本計画策定事業でございます。令和８年度は、本計画の中間年に当たることから見直しを行うもので、環境審議会委員の報酬を計上しております。つづきまして、環境対策事業でございます。主に公害防止対策を目的とした事業となります。１１節役務費につきましては、環境計量機器及び放射線測定機器校正手数料となっております。１２節委託料、一つ目の公共用水域及び工場事業場等水質分析委託料は、公害の未然防止や水質保全に資することから、霞ケ浦及び流入河川、都市下水路の水質、工場事業場等からの排出水の水質分析業務を委託するものです。四つ目の緊急水質事案対応委託料はアオコが発生した際、ボートによるアオコの攪拌作業のための委託料となります。つづきまして、霞ケ浦水質対策事業です。主に霞ケ浦の水質浄化対策を目的とした事業となります。１１節役務費は、廃食用油の拠点回収に対し、シルバー人材センターと派遣契約するものです。１２節委託料、生活排水路浄化施設管理委託料は、計画処理水質を確保できるよう沖宿地区に当該施設を建設し、維持管理を行っているものでございます。委託料の一番下になります霞ケ浦流入河川水質浄化方策検討委員会運営支援委託料です。近年の環境問題への取組として、個別分野の環境政策やその施策を統合的・横断的に取り組み、複数の異なる課題を解決していくことが提案されております。これを受け、これまでの取組を発展させるため組織を立ち上げ、霞ケ浦流入河川の水質浄化を柱とした環境政策・施策を検討したいと考えております。その際、様々な意見のまとめや資料作成等があることから、一部業務について委託するものです。１２４ページをお願いします。説明欄一つ目の１８節負担金補助及び交付金です。負担金の霞ケ浦問題協議会負担金は、霞ケ浦流域２１市町村で構成している協議会への負担金で、会員は首長、活動としては水質浄化に関する啓発、ごみ拾いなどの実践活動事業、教育活動を実施しております。その下の土浦市家庭排水浄化推進協議会補助金は、当協議会が実施する水質浄化啓発事業等の活動に対する補助金となります。つづきまして、不適正残土事案対策事業です。この事業は、不適正残土事案に対するもので、１０節需用費は土砂搬入禁止看板の作成費用、１３節使用料及び賃借料は追跡調査等のための高速使用料

となっております。説明は以上です。
○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問ございますでしょうか。
○滝田委員　８３ページの監査委員費についてなんですけれども、住民による行政チェックの制度として住民監査請求があると思うんですけども、請求件数と監査実施件数、過去の件数について伺いたいのですが、そのほか請求内容の傾向についても合わせて伺うのと、こうした請求への対応について、現在の監査事務局の体制と予算で十分対応できているのか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。
○藤井監査委員事務局長　直近の３年間なんですけれども、令和５年が３件、６年が７件、７年が１２件ということになっております。現在、委員２名、そして事務局職員４名体制でやっているんですが、要件がそろわない監査請求がありますので、それで却下にしているということが多いので、現体制でやっていけると思っております。それと今回陳情も出ておりまして、個別外部監査の陳情ですね。そちらもありますけれども、現在すぐ必要だというようなことは事務局としては感じておりません。
○滝田委員　ありがとうございます。ぜひ監査機能の充実と適切な制度運営に努めていっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
○篠塚委員　８１ページの住居表示整理費ですが、町界町名変更事業というのが前にあったと思うのですが、もう今は無くなったんでしょうか。
○北島総務課長　町界町名変更の御質問ですが、私が来てからこれまで１件も取扱いがございません。
○篠塚委員　取扱いがないから予算化してないという理解でよろしいですか。
○北島総務課長　おっしゃるとおりです。
○篠塚委員　１１９ページのごみ処理費の新治広域事務組合解体費用負担金なんですが、これはいつまで金額が発生するか分かりますか。
○草間環境衛生課長　新治広域事務組合は、令和２年度から令和１３年度までの債務負担行為を設定しておりまして、令和７年度から継続して約２，０００万円ずつ令和１３年度まで支出が続くと見込まれているところでございます。
○篠塚委員　１２２ページの清掃センター費の清掃センター焼却灰運搬処理委託費なんですが、これは焼却灰の何％ぐらいを運んでいるのでしょうか。最終処分場の軽減ということだと思うのですが、どのぐらいの割合の金額になるのでしょうか。
○草間環境衛生課長　手元に実績値として令和６年度のデータがございます。焼却灰の年間発生トン数が５，４３５ｔ、そのうち３，６６４ｔが資源化施設ということになっておりますので、率にしますと６７．４％、こちらが民間処理施設に運搬している量ということになります。
○奥谷委員　１２４ページの１目環境保全対策費、その中の不適正残土事案対策事業費、先ほど御説明では消耗品費で看板の作成というお話でしたが、金額的にこれで大丈夫なのかなと、ちょっと心配になる部分がありますので、この辺りのお考えをお聞かせください。
○鈴木環境保全課長　看板自体はそこまで大きなものではなくて、かけやでどんどん叩

くようなサイズのものですので、それを十数枚作っているというとこで、これで間に合うところでございます。
○篠塚委員　質問に関連して、看板だけで不適正残土が無くなるわけではないので、パトロールをしたり、インターが近いと重大事案ということで各地で対応していると思うんで、この予算で大丈夫だろうかという心配があるんですが、その辺はどうなんでしょうか。
○鈴木環境保全課長　当課では会計年度で保安員、元警察官の方を雇っておりまして、毎日パトロールを行っております。それでいろいろな情報もいただきながら、あと他市とも連携しまして、例えば市境のところはかすみがうら市さんだったらかすみがうら市さんと協力したり、いろいろ動いておりますので、今のところ大きな問題はございません。
○古沢委員　清掃センター費、これ莫大なお金が掛かりますよね。それで今のところどのぐらいの耐用期間があるのか。まとめてもらいたいんだよね一覧で。あとでいいので５年後、１０年後こうなると。大変ですよね。新しく建てたら莫大なお金掛かるんでしょうから。
○目黒委員長　耐用年数とかこれからの計画の一覧表というか関連資料ということでよろしいですか。
○古沢委員　そうです。
○草間環境衛生課長　現在の清掃センターでございますが、供用見込みが令和１８年度ということになっておりますので、令和１８年度くらいまでですね。どれくらいのごみ処理の費用が掛かるということと、それから修繕や設備の更新に係る工事費がどれくらい必要になるかとか、そういったものをまとめて一覧表にしまして、時間をいただきたいので、次回の事前委員会までにまとめて提出したいと考えております。
○古沢委員　例えば、燃やせるごみが今より２割減った場合にはどうなのかとか、そういうのも分かりますかね。寿命がどのぐらい伸びるのか。意外とね、分別収集、手抜いてる市民が結構多いんですよ。徹底してやれば相当少なくなると。その辺ちょっと研究してみてください。
○草間環境衛生課長　これまで燃やせるごみ、燃やせないごみが市内で年間どれくらい発生しているかというようなものは、過去からデータをとっております。委員おっしゃるとおり、分別収集を１００％近くできたとすれば、かなり燃やせるごみの量を減らすことが可能かと思います。過去のデータを遡って確認しますと、例えば家庭系から出た燃やせるごみにつきましては、平成３０年度は２万２，９６２トン、それだけあったものが令和６年度には２万１，０００トン程度まで減少しているというような傾向にございます。今後の予測値等も踏まえまして、一覧表にして作成していきたいと思います。
○目黒委員長　それでは、６月の委員会までに御用意をお願いいたします。ほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、引き続き説明をお願いします。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。１５７ページをお願いいたします。８款消防費、１目常備消防費は、本年度予算１８億８，７００万円に対し、前年度は１８億３，４６１万２，０００円で、５，２３８万８，０００円の増額、率にしますと２．８％増でございます。主な理由につきましては、職員人件費の増額によるものでございます。右側の説明欄をお願いします。職員人件費、２節給料、３節職員手当、４節共済費は、人事院勧告に準じた基本給の増額による給与、職員手当等、共済費などの人件費でございます。つぎに、消防管理事業、１節報酬、３節職員手当等、８節旅費は、会計年度任用職員２名分の人件費相当額でございます。１０節需用費、消耗品費は、各消防署で使用する消耗品の購入費、１３節使用料及び賃借料は、隔日勤務者用の寝具借上料等でございます。つぎに、消防総務事業、1節報酬は、労働安全衛生法に基づき選任された産業医への報酬でございます。８節旅費は、消防大学校派遣研修等に係るものでございます。１０節需用費、消耗品費は、職員の消防業務に必要な被服等の購入費でございます。１１節役務費、手数料は、消防職員のワクチン接種でございます。１８節負担金は、茨城県立消防学校派遣研修負担金ほか１３件の負担金でございます。補助金は、市内の自治会等が防火水槽施設の老朽化施設解体及び撤去事業費の補助金と職員が大型自動車運転免許を取得するために活用する助成金でございます。つぎに、消防資機材整備事業、１７節備品購入費は、製造から１５年経過すると使用期限となる空気ボンベを更新するものでございます。警防救急事業、８節旅費は、指導救命士養成研修のために入校する救急救命九州研修所入校時の旅費でございます。１０節需用費、消耗品費は、救急業務に必要な消耗品を購入する費用でございます。１１節役務費は、ＡＥＤ・救助資機材等の保守点検手数料、消防賠償責任保険でございます。１３節使用料及び賃借料は、ＡＥＤの借上料でございます。１７節備品購入費は、緊急消防援助隊用備品購入費でございます。１８節負担金は、救急救命研修所入校負担金、潜水士等各種消防業務に必要な資格を取得するための負担金でございます。つぎに、救急資機材整備事業、１７節備品購入費は、救急現場における救急救命士が気道確保の安全性向上を目的としたビデオ喉頭鏡の導入を行うものでございます。つぎに、消防予防事業、８節旅費は、予防業務に係る各種研修等参加時の旅費でございます。１０節需用費、消耗品費は、土浦市幼少年防火女性委員会の啓発活動や予防看板、火災予防週間時に配付するポスターの購入費等でございます。１１節役務費は、職員が受験する予防技術検定及び危険物安全講習手数料でございます。１７節備品購入費は、隔年で購入している消防庁舎見学時の児童を対象にした火災予防啓発用教材の購入費でございます。１８節負担金は、予防業務に係る研修負担金でございます。説明は以上でございます。

○堀越警防救急課長　警防救急課です。２目非常備消防費、消防団管理事業について、御説明いたします。１５８ページの下段をお願いいたします。非常備消防費は、消防団に関する費用でございます。本年度の予算は6，０９５万3，０００円に対し、前年度予算は7，２２８万3，０００円で1，１３３万円の減額、率としましては１５．７％減でございます。減額の理由につきましては、退職団員が前年度より少なく、予算要求額が減少したことによるものでございます。また、前年度、消防団員の防火衣を購入いた

しましたが、新治地区消防団の統合を進めている状況もございますので、今回は予算要求していないことも理由の一つでございます。それでは、消防団管理事業について主な事業を御説明いたします。１節報酬は、消防団員の年額報酬と災害や訓練などに出動した際の出動報酬でございます。７節報償費は退職する消防団員の退職報償金でございます。１０節需用費、消耗品費は、新入消防団員の被服関係と茨城県消防ポンプ操法県南北部地区大会に出場する分団の活動服とホース購入費でございます。１８節負担金補助及び交付金は、１５８ページ下段から１５９ページ上段をお願いいたします。負担金は、茨城県消防協会関係の負担金２件と消防団員の公務災害補償及び退職報償金の掛金でございます。交付金につきましては、消防団の運営を補助するための交付金でございます。２目非常備消防費についての御説明は、以上でございます。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。１５９ページ、３目消防施設費について御説明いたします。本年度予算７億３，８１５万９，０００円に対し、前年度は２億９，７５７万５，０００円で、４億４，０５８万４，０００円の増額、率にしますと１４８％増でございます。増額の主な理由は、消防庁舎整備事業によるものでございます。右側の説明欄をお願いいたします。主なものについて御説明いたします。消防施設関係事業、１０節需用費のうち消耗品費につきましては、車両整備用品等の購入費でございます。燃料費は、常備消防用車両の燃料及び本部庁舎以外の庁舎でＬＰＧを使用している４署のＬＰＧ使用料と非常備消防用消防車の燃料費でございます。光熱水費は、庁舎用の電気、上下水道、本部庁舎の都市ガス使用料でございます。修繕料は、施設修繕、消火栓修理、車両修繕、車検及び法定点検などの経費でございます。１２節委託料につきましては、自家用電気工作物保守管理委託料以下１３件でございます。１３節使用料及び賃借料は、電話交換機器賃借、小型救助艇地場利用料などでございます。１８節負担金補助及び交付金のうち負担金は、水道消火栓付替え工事負担金４基分でございます。２６節公課費は、消防車等の自動車重量税でございます。つぎに、常備消防車両更新事業、８節旅費は、土浦消防署配置の消防ポンプ自動車購入に係る中間検査時の旅費でございます。１１節役務費の手数料は自動車リサイクル手数料、保険料は購入車両の自賠責保険料でございます。１７節備品購入費は、土浦消防署配置災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新に伴う購入経費でございます。２６節公課費は、購入した消防ポンプ自動車重量税でございます。つぎに、共同指令センター事業、１８節負担金補助及び交付金は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金でございます。つぎに、１６０ページをお願いします。消防庁舎整備事業、８節旅費は、新消防署庁舎整備に伴う工場検査旅費でございます。１１節役務費は、各種の申請等の手数料でございます。１２節委託料は、新荒川沖消防署新築工事監理委託料でございます１４節工事請負費は、新築工事費、上下水道の整備工事費でございます。１８節負担金補助及び交付金は、新荒川沖消防署に関する電話施設設置の負担金でございます。説明は以上でございます。

○堀越警防救急課長　警防救急課です。１６０ページ中段をお願いいたします。４目水防費、水防事業について御説明いたします。水防費につきましては、全て水防訓練に係る費用でございます。１０節需用費は、水防訓練で使用する資器材の購入費でございま

す。１２節委託料は、訓練会場の草刈り委託料でございます。１７節備品購入費は、水防工法で使用する水防マットの購入費でございます。４目水防費の御説明につきましては、以上でございます。

○大貫市民活動課長　市民活動課です。１７８ページをお願いいたします。９款教育費、４項社会教育費、６目公民館費でございます。公民館費につきましては、地区公民館８館の人件費、施設の管理運営に係る経費などが主なものでございます。なお、荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業、公民館長寿命化事業につきましては、教育委員会生涯学習課が所管となりますので、こちらでの説明は割愛させていただきます。１７８ページ下段から１８２ページまでは、各地区公民館ごとの公民館管理運営事業となっております。各館の維持管理運営に係る経費となりますが、各館ともほぼ同様の内容でございますので、一中地区公民館管理運営事業を例にして主なものを御説明させていただきます。１節報酬から８節旅費の一部は、公民館管理運営に係る会計年度任用職員等の人件費でございます。つづきまして、１０節需用費は、施設の管理運営に係る光熱水費や消耗品費などが主なものとなります。１２節委託料は、施設の各種設備の保守点検、清掃等に係る委託料となっております。説明は以上となります。

○瀬古澤財政課長　つづきまして、１０款公債費、１項公債費につきましては、合計欄にございますとおり、前年度比較で１４億１，８９５万１，０００円、１９．５％の増となっております。１目元金の説明欄、上の欄の元金の償還金利子及び割引料の一つ目、長期債償還金につきましては、前年度比較３，８４４万９，０００円、０．７％の減となっておりまして、新年度につきましては、新たに償還が始まる公債費よりも今年度で償還が終了した事業分が上回っているというようなことなども影響しまして、新年度の償還金の元金は前年度比較で減少をしております。一方で、二つ目の過年度借換条件付発行債借換債につきましては、平成２８年度に民間金融機関から１５年から２０年償還で借り入れた際に、１０年後に利率見直しをする条件により借り入れたものでございまして、１０年後を迎える令和８年度に一括償還しまして、同額を現在の利率で借り換えるものでございまして、事業によって借入れの地方債、ばらつきがあるものでございまして、そういったことも踏まえまして、前年度比較では、１３億５，６２０万６，０００円の大幅な増となっております。また、こちらの同額を歳入のほうで借り入れておりますので、こちらはツーペイというような形になっております。その下の災害援護資金貸付金償還事業につきましては、保健福祉部所管なので割愛させていただきまして、２目利子の説明欄、長期債利子につきましては、こちら金利の上昇を踏まえての予算額計上で、前年度比較では９，２８６万２，０００円、４７．５％の増となっております。その下、繰替運用金利子につきましては、歳計現金が不足した際に基金から歳計現金に繰り替えて運用した場合の利子相当分でございまして、こちらも上昇傾向にある金利を見込みまして、前年度比で６７７万２，０００円の増としております。公債費は以上でございまして、１９３ページをお願いいたします。１１款予備費につきましては、災害や施設の老朽化等による緊急修繕などを当初予算に見込めない経費に対応するための予算でございまして、前年度同額の７，０００万円を計上しております。以上でございます。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。１２ページをお願いいたします。第２表継続費になります。８款消防費、１項消防費、消防庁舎整備事業は、先ほども御説明を申し上げましたとおり、新消防署庁舎整備について令和８年度から令和９年度の２ヵ年の継続費として設定をお願いするものでございます。工事監理業務委託料、新築工事請負費の総額は２１億４，９６４万１，０００円となり、令和８年度は工事監理業務委託料、新築工事請負費の合計３億１，９７３万５，０００円、令和９年度は工事監理業務委託料、新築工事請負費の合計１８億２，９９０万６，０００円を設定させていただくものでございます。継続費の説明は、以上でございます。

○大貫市民活動課長　市民活動課です。つづきまして、１３ページを御覧ください。第３表の債務負担行為について御説明をいたします。債務負担行為のうち表の２番目、土浦市地区公民館等照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業については、先ほど議案第３４号の一般会計予算でも御説明させていただいたとおり、１５施設の照明設備ＬＥＤ化をＥＳＣＯ事業で実施するものでございます。事業のスケジュール的には令和８年度に設計工事を行いまして、９年度から１１年度の３年間で維持管理及び消費電力削減分の補償を行う委託契約となることから、委託料の債務負担行為を設定するものでございます。委託料は９年度から１１年度までの３年間、年間６６万円ということで総額１９８万円でございます。説明は以上です。

○持丸消防総務課長　引き続き、第３表債務負担行為について御説明いたします。上から６段目の茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金について御説明いたします。先ほど、１項消防費、３目共同指令センター事業のところでも説明させていただきましたが、茨城消防救急無線・指令センターの機器等の大規模更新事業に伴い、令和８年度に続いて、令和９年度から令和１０年度までの期間、限度額２億５，１５２万８，０００円を定めておくものでございます。詳細といたしましては、令和９年度分１億５，６９９万４，０００円、令和１０年度分９，４５３万４，０００円、合計２億５，１５２万８，０００円でございます。以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、総務市民分科会としての賛否を確認をいたします。議案第３４号令和８年度土浦市一般会計予算の総務市民分科会所管分について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（篠塚委員、小坂委員、奥谷委員、滝田委員、栁澤委員挙手）

○目黒委員長　つぎに、反対とされる方は、挙手を願います。

（古沢委員挙手）

○目黒委員長　反対で挙手をした方に反対の理由をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○古沢委員　ＴＸに関して、これまで反対を貫いてきましたので筋を通しただけです。

○目黒委員長　承知しました。賛否につきましては、賛成多数でございました。つぎに、議案第４８号令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）の総務市民委員会所管分を

議案といたします。資料につきましては、議案書での説明になりますので、サイドブックスは、同じフォルダの議案第４８号～第５２号を御準備ください。指名はいたしませんので、執行部より順次説明を願います。

○北島総務課長　総務課でございます。１９ページの４目文書費、文書管理事業の１節報酬は、会計年度任用職員が年度途中で退職したため支出減となったものでございます。

○冨田広報広聴課長　広報広聴課です。５目広報広聴費になります。１０節需用費につきましては、印刷製本費２００万円の減で、広報紙の印刷単価につきまして入札差金が生じたことにより、減額をお願いするものでございます。つぎに、シティプロモーション推進事業になります。２４節積立金につきましては、今回の補正で出させていただきました企業版ふるさと納税１，５７０万円のうち、結婚支援関連事業を３００万円と土浦全国花火競技大会開催事業の２００万の計５００万円を、次年度以降の事業費に充当すること、また、企業版ふるさと納税基金利子５，０００円を企業版ふるさと納税基金に積み立てることから補正をするものでございます。以上でございます。

○渡邊管財課長　管財課です。８目財産管理費、財産管理事業についてです。１０節需用費、光熱水費の増につきましては、エネルギー価格の高騰により街路灯や公園等７０７か所の設備に関する電気料金が当初予算に対して不足する見込みであることから、増額補正をお願いするものでございます。つづきまして、１３節使用料及び賃借料、テレビ受信料の増につきましては、テレビ受信機能付カーナビを設置している公用車におけるＮＨＫ受信契約漏れに対する契約支払のための増額補正をお願いするものです。本件につきましては、昨年、県内の複数の自治体で公用車に設置しているカーナビやワンセグ機能付きの携帯電話におけるＮＨＫ受信契約漏れが報道されていることを受け、本市におきましても同様の事例がないか全庁での調査を実施し、２０台の受信契約漏れが判明し、昨年６月の総務市民委員会で台数等の御報告をさせていただいたところでございます。契約漏れの原因は、カーナビにテレビ受信機能がある場合、受信機ごとに契約が必要であるとの認識が不足しておりました。その後、対策としまして、テレビ視聴の業務上の必要性を再検討し、テレビ受信機能を取り外すなどの対応を取るとともに、再発防止策として公用車を調達する際は、業務上特に必要がある場合を除き、テレビを受信できないカーナビの機種を選択するようにしております。今般、ＮＨＫ水戸放送局との協議の結果、支払金額等の数値がまとまったところでございます。契約漏れの台数は２０台、未払額は総額２０７万８，０００円です。このうち財産管理事業につきましては、本庁舎管理の８台分１０１万９，０００円を計上しております。残りの１２台分につきましては、消防費、消防施設関係事業の中で計上しております。以上でございます。

○天貝行政経営課長　つづきまして、１０目事務管理費の公共施設等再編・再配置推進事業です。文京町の生涯学習館・勤労青少年ホーム跡地につきましては、児童発達支援センターを整備する方針としているものの、面積的にかなり余裕がある状況でございます。そうしたことから、敷地の有効活用や事業費抑制、市民サービスの向上の観点から、民設民営による児童発達支援センターを核とした官民複合施設整備の実現可能性を検証いたします民間活力導入可能性調査委託料を増額計上するものでございます。

○土田ＤＸ推進課長　同じく１０目事務管理費、ガバメントクラウド事業でございます。ガバメントクラウド事業者に支払いますインターネット使用料が、当初の見込みより少額となりますことから減額補正をさせていただきたいと存じます。減額の補正額は１，７００万円となります。

○大貫市民活動課長　１１目市民活動費でございます。当初予算９，５２１万５，０００円から１８節負担金補助及び交付金を２５０万円減額し、総額９，２７１万５，０００円とするものです。補正の理由につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益を活用して行うコミュニティ助成事業におきまして、コミュニティ活動に必要な備品等の整備に対して助成を行っておりますが、今年度２件分の助成の申請を行いましたが、１件のみの採択だったため、採択されなかった１件分２５０万円を減額補正するものです。説明は以上でございます。

○大橋防災危機管理課長　防災危機管理課です。２０ページ、１９目防災費をお願いいたします。防災拠点・防災設備整備事業で、避難所備蓄品の拡充と防災倉庫１棟の更新を行います。内閣府におきまして、全体事業費１，０００億円の地域未来交付金、令和７年度補正予算が組まれました。１０節需用費に簡易ベッド３２４台購入のための３４９万３，０００円、１７節備品購入費にポータブル電源２７台分とＬＥＤバルーン照明２７基分、防災倉庫１棟合わせて２，２２７万７，０００円の計上です。防災費の補正、以上でございます。

○瀬古澤財政課長　財政課です。つづきまして、２１目財政調整基金費、２３目土地開発基金費、２４目公共施設等総合管理基金費につきましては、まとめて御説明させていただきます。毎年、各基金に発生する利子分については、３月補正で増額計上し、それぞれの基金に年度末に積立てを行っておりますが、年度末の円滑な積立処理と手数料の削減を目的に、令和７年度からは当初予算に基金利子を計上しましたが、金利の上昇により、当初予算で計上していた一部の基金利子に不足が見込まれることから、表記の基金において利子の増額分を計上しております。これに加えまして、今回の補正予算では、市税や普通交付税の増などにより歳入額が歳出額を大きく上回りまして、その剰余金の一部を活用しまして、今年度の当初予算での収支不足を多額の財政調整基金からの繰入金で補填したため、２１目財政調整基金には積立金７億６，７１６万２，０００円を、また、老朽化している公共施設、インフラ等の今後の改修、更新の財源にできるよう、２４目公共施設等総合管理基金には積立金５億円を計上しておりまして、これにより、財政調整基金には、利子の増額分２５２万円を合わせた７億６，９６８万２，０００円を、公共施設等総合管理基金は、利子の増額分１６４万１，０００円を合わせた５億１６４万１，０００円を計上するものでございます。２４目までの説明は、以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、引き続き説明をお願いします。

○中西課税課長　課税課です。２１ページの一番上の表をお願いいたします。２項徴税

費、２目賦課費の物価高騰対応　重点支援給付金給付事業（不足額給付）の減額について説明いたします。国の税制改正におきまして、デフレ脱却のための一時的な措置として昨年度、定額減税と減税を補足する調整給付金を給付しております。さらに、今回、令和６年度分の所得税と定額減税の実績額が確定した後、差額が発生している方に対しまして不足額給付金を給付いたしました。この度、給付金と給付に係る経費が確定したことから減額補正するものとなります。なお、これらの経費につきましては、全て国の交付金１０分の１０を活用したものとなり、総額で２億２，３８９万５，０００円の減額補正をお願いするものとなります。説明は以上となります。

○菊田市民課長　市民課です。３項１目戸籍住民基本台帳費でございまして、戸籍等氏名の振り仮名追加事業は、住民基本台帳法の改正に基づき、住民票及び戸籍附票へ氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名を記載するための必要なシステム改修費を計上しております。これらを実施するための財源としまして、国の補助金が令和７年１２月１６日に令和７年度補正予算が成立したため、歳入と併せまして歳出予算の増額補正を行うものでございます。なお、本予算については、年度内の完了が見込めないため、令和８年度に繰越しいたします。説明は以上でございます。

○北島総務課長　総務課でございます。４項選挙費、２目参議院議員選挙費につきまして、減額の主な項目について説明をさせていただきます。３節職員手当等は、選挙に従事する職員の人件費について、開票作業がトラブルなく想定より早期に終了できたことなどにより支出減となったものでございます。１１節役務費の減は、選挙公報の新聞折込手数料、開票時に使用する読取分類機、計数機の事前の点検手数料の差金によるものです。１２節委託料の減は、選挙事務の補助を行う人材派遣の派遣日数が当初の予定より短縮されたことにより支出減となったものです。１３節使用料及び賃借料の減は、開票集計システム使用料の差金や施設の使用料の減免などにより支出が減となったものです。執行経費が確定したことに伴い、総額で１，０３３万４，０００円の減額補正をお願いするものでございます。つづきまして、３目県知事選挙費につきまして、減額の主な項目について説明させていただきます。３節職員手当等は、参議院選挙同様、開票作業時間の短縮により支出減となったものです。１０節需用費の消耗品費の減は、市内３４０か所に設置したポスター掲示板の差金や事務用消耗品の参議院選挙からの再利用などによる支出減によるものです。１１節役務費の減は、選挙公報の新聞折込手数料の差金や参議院選挙からの続きの選挙となったため、点検手数料などが不要となるなど支出減となったものです。１３節使用料及び賃借料の減は、参議院選挙同様、使用料の減免などにより支出が減となったものです。執行経費が確定したことに伴い、総額で１，３７８万６，０００円の減額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○草間環境衛生課長　つづきまして、環境衛生課でございます。２８ページの下段をお願いいたします。４款衛生費、２項環境衛生費でございます。１目環境衛生総務費は、環境衛生事業の１８節負担金補助及び交付金におきまして、補助申請件数がそれぞれ当初見込みを下回りましたことから、合併処理浄化槽の設置に係る補助金７４０万６，０

００円と単独処理浄化槽の撤去等に係る補助金２５３万７，０００円を合わせた不用額９９４万３，０００円の減額補正を行うものでございます。２目斎場費は、斎場維持管理事業の１２節委託料におきまして、指定管理委託料の増額補正でございます。電気・ガス料金の価格高騰が長期化していることに伴いまして、指定管理者の施設運営が困難な状況にありますことから、本市が指定管理者募集時に想定した電気・ガスの料金と今年度の単価で算出した見込み料金との差額７６６万２，０００円について、補填のため増額補正をお願いするものでございます。つづきまして、２９ページをお願いいたします。３項清掃費でございます。２目ごみ処理費のごみ処理対策事業は、１２節委託料におきまして、入札差金としまして指定ごみ袋の受注等委託料２１８万円とごみ組成分析調査委託料８５万８，０００円の合わせて３０３万８，０００円の減額補正を行うものでございます。また、リサイクル推進事業は７節報償費におきまして、各町内会の資源物集積場へ排出された缶、ビン、古布の売却量が当初想定を下回りましたことから、町内分別収集還元金の不用額１，６８１万９，０００円の減額補正を行うものでございます。最後に、５目清掃センター費でございます。最終処分場維持管理事業は、１２節委託料におきまして、民間の再資源化施設へ運搬する際、焼却灰の搬出量が当初の予定量より少なくなりましたことから、焼却灰の運搬と処理に係る経費の不用額１，９００万円を減額補正するものでございます。環境衛生課の説明は以上でございます。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。３４ページ下段の箱をお願いします。８款消防費、１項消防費、１目常備消防費の補正額といたしましては、９３２万円の増額補正でございます。理由といたしまして、１８節負担金補助及び交付金、職員人件費事業として、かすみがうら市との職員対等相互交流により、受入れ職員の人件費相当分９３２万円を増額補正するものでございます。また、かすみがうら市との人事交流につきましては、本年度をもって満了となり次年度は実施しない予定としております。説明は以上でございます。

○堀越警防救急課長　警防救急課です。３５ページの上段から２段目の箱をお願いします。２目非常備消防費、消防団管理事業について御説明いたします。非常備消防費の補正額につきましては、８３万６，０００円の減額補正でございます。理由につきましては、１８節消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の退職報償金の掛金として全団員の５４７人で計上しておりましたが、基本団員４９３人分の掛金を支払う条例改正を行いましたので、８３万６，０００円減額補正をお願いするものでございます。非常備消防費の御説明は、以上でございます。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。中段の３目消防施設費は４事業ございまして、消防施設費の補正額８０４万７，０００円の減額補正でございます。消防施設関係事業、13節　使用料及び賃借料は、先ほど渡邊管財課長からＮＨＫ受信契約について説明がありました通り、カーナビにテレビ受信機がある場合、受信機ごとに契約が必要であるとの認識不足によりテレビ放送を受信できる消防車両１２台分が未契約であったことから、受信料の増額補正を行うものでございます。つぎに、常備消防車両更新事業、１７節備品購入費は、災害対応特殊救急自動車購入に伴う差額１２８万円を減額補正するもので

ございます。つぎに、共同指令センター事業、１８節負担金補助及び交付金は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会内の前年度決算による余剰金の繰越しに伴い、当初予算額が変更され、１６８万８，０００円を減額補正するものでございます。つぎに、消防庁舎整備事業、　１２節委託料、荒川沖消防署・南分署統合消防署、上下水道整備設計委託料は、実地調査の結果、安価な工法で実施可能となったことから、設計課程を調整したことにより、執行不要として６１３万８，０００円を減額補正するものでございます。説明は以上でございます。

○天貝行政経営課長　７ページをお願いいたします。第２表繰越明許費補正になります。２款総務費、１項総務管理費の公共施設等再編・再配置推進事業につきましては、先ほど御説明しましたように児童発達支援センターの整備における民間活力導入可能性調査を実施するに当たりまして、国の今年度の補助事業の活用を予定していることから、補正した予算を次年度へ繰り越して実施するものです。

○大貫市民活動課長　つづきまして、表の２段目、神立地区コミュニティセンター管理運営事業について御説明いたします。内容につきましては、１１目市民活動費の１４節工事請負費２，５０３万６，０００円の繰越しでございます。繰越しの理由ですが、神立地区コミュニティセンターの空調設備については、老朽化により部品等の在庫が無く修理不可能なことから、猛暑等による利用者の健康面を考慮しまして、空調設備機器の更新工事を早急に行うため、昨年１２月の定例会において増額補正をお願いしたものでございます。現在の進捗状況といたしましては、設計を終えて契約手続を進めているところであり、令和８年度の６月頃工事竣工の予定でございますので、１４節工事請負費の全額繰越しをお願いするものでございます。説明は以上です。

○大橋防災危機管理課長　つづきまして、同じ１項総務管理費で、防災危機管理課で２点の繰越し措置がございます。１点目が地域防災体制整備事業で、こちらは茨城県防災情報ネットワークシステム設備が県下一斉でシステムの更新が行われており現在も作業中です。県への負担金２，７６０万円を令和８年度に繰越しし、執行となります。２点目が防災拠点・防災設備整備事業で、先ほど令和７年度第８回補正予算で説明させていただきました国の補正予算「地域未来交付金」を活用し、避難所備蓄資機材の拡充を図るべく進めております。需用費と備品購入費２，５７７万円、こちらも令和８年度に繰越しし、措置いたします。防災危機管理課からは、以上でございます。

○菊田市民課長　市民課です。その下の戸籍住民基本台帳費、戸籍等氏名の振り仮名追加事業でございます。こちらの事業につきましては、住民基本台帳法の改正に基づき、戸籍の氏名の振り仮名につきまして、法令施行後の令和８年５月２６日以降に職権で本籍地市区町村によって、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになります。住民登録地へ振り仮名の情報が送信されることとなるデータ量が多く、現状のシステムでは処理ができないため、住民記録システムの改修を実施いたします。それで一括登録を可能とします。また、令和８年５月２６日までに住基システムの改修を行い、また、旧氏関連の改修はそれよりも後に実施することになりまして、いずれも年度内に事業が完了しないことから予算の繰越しをお願いするものです。財源につきましては、国庫支出金の補

助、社会保障・税番号システム整備費補助金で補助率は１０分の１０で対応となります。説明につきましては、以上でございます。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。８款消防費、１項消防費、消防総務事業につきましては、役務費、手数料について繰越額３０万３，０００円でございます。繰越しの理由といたしましては、ムンプス（おたふくかぜ）ワクチンについて製造メーカーからの出荷停止や限定出荷により供給が全国的に滞り、本市消防吏員４２名が年度内接種完了が困難となったため、予算を繰り越すものでございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、総務市民分科会としての賛否を確認いたします。議案第４８号令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）の総務市民分科会所管分について、原案どおり決することに賛成とする方は、挙手を願います。

（全員挙手）

○目黒委員長　全員賛成であります。予算決算委員会総務市民分科会に付託されました議案の審査は以上でございます。それでは、これより分科会長報告の中に意見として取り入れる事項を検討したいと思います。意見として取り入れたい、取り入れたほうがいいというような御意見がありましたらお願いいたします。

○篠塚委員　先ほど古沢議員が言われた清掃センターの長寿命化という非常に重要なところがあります。焼却灰の運搬とか清掃センター関連予算がいろいろあったと思うんですが、それも含めて意見として入れたらいいかと思います。合併特例債の合併振興基金が来年無くなってしまうとどこから持ってくるんだろう。普通財源だと思うんですけれども、そういうの含めて清掃センターの関係で意見を入れたほうがいいかなと思います。

○目黒委員長　ただ今、清掃センター関係の意見がありました。報告書に取り入れるということでいかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○目黒委員長　そのほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、以上で予算決算委員会総務市民分科会を閉会いたします。お疲れ様でした。